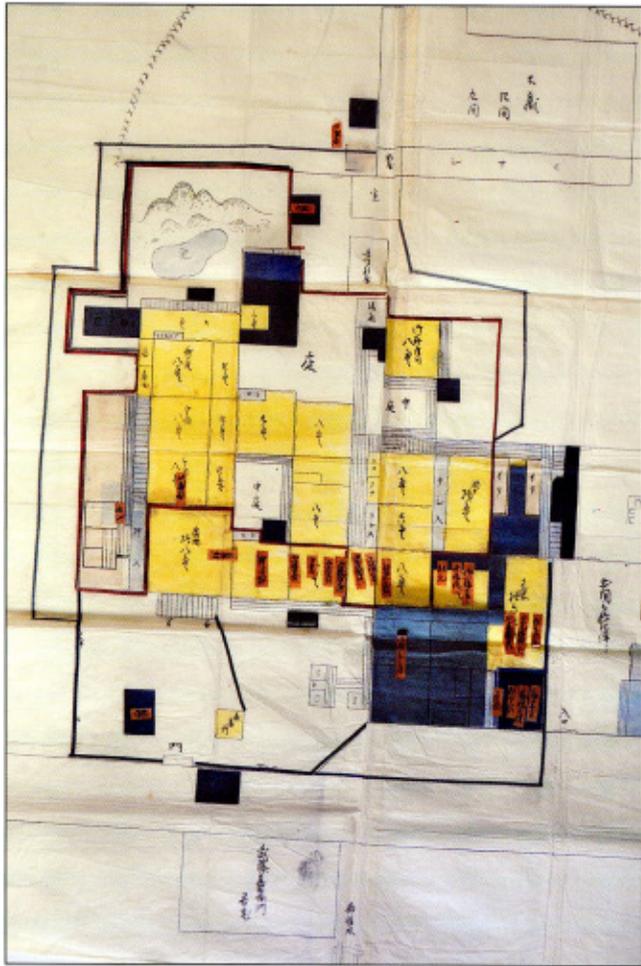


平成二十三年三月

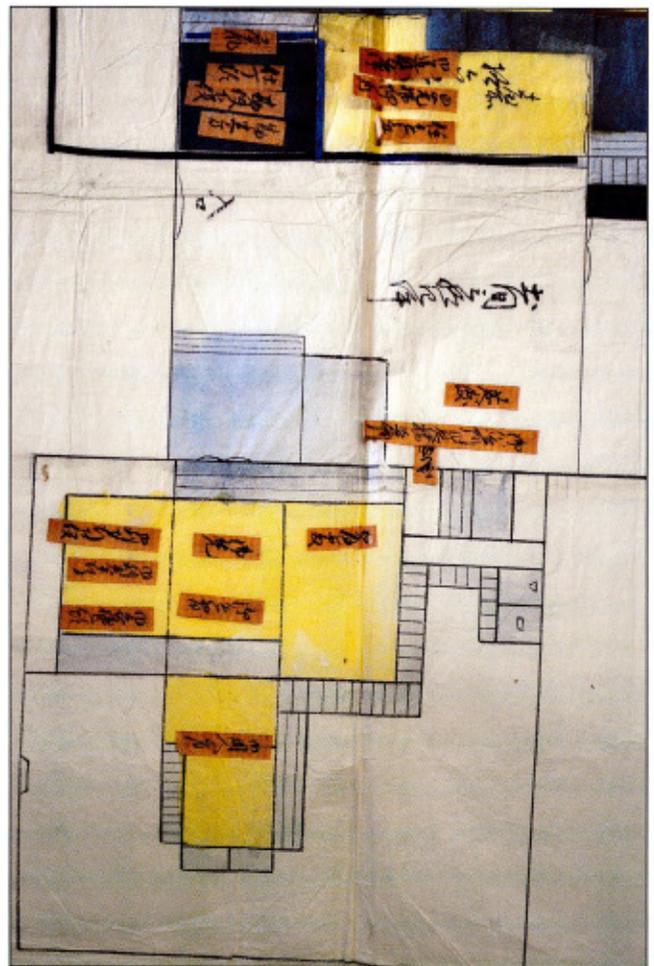
各務原市資料調査報告書第三十四号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 I

各務原市歴史民俗資料館

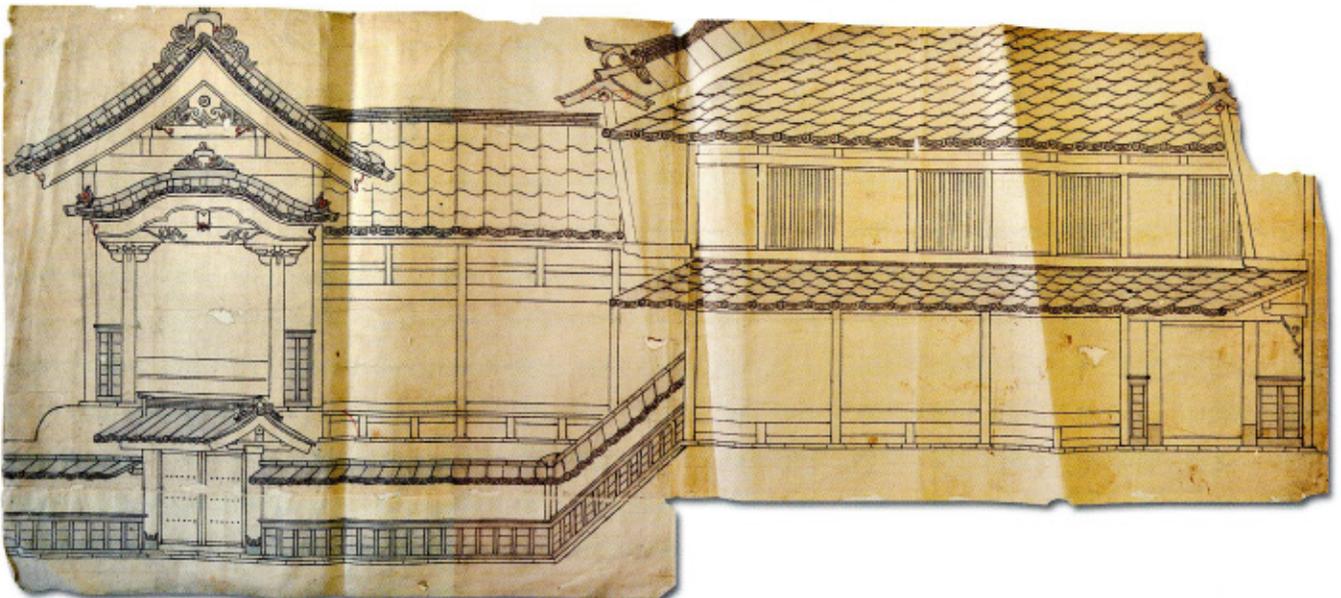


口絵三

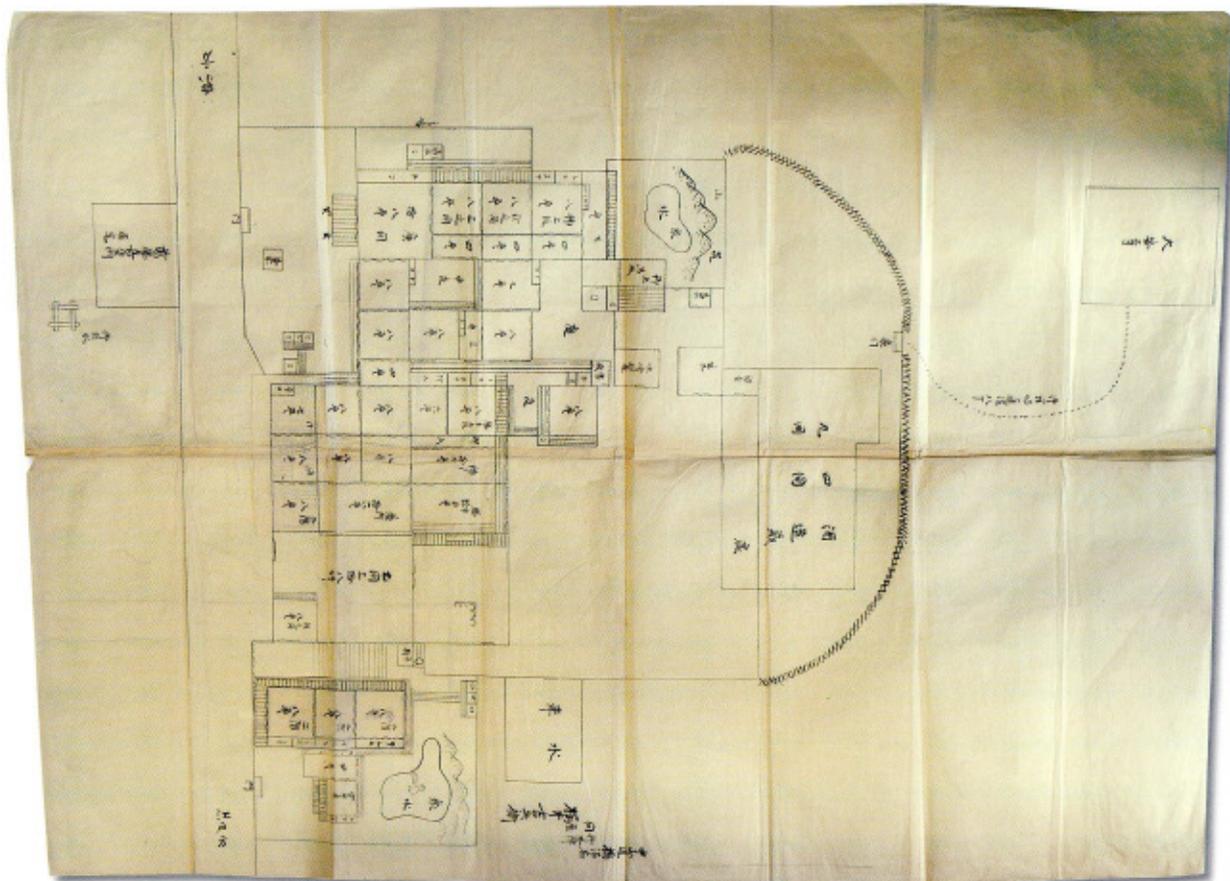


口絵二

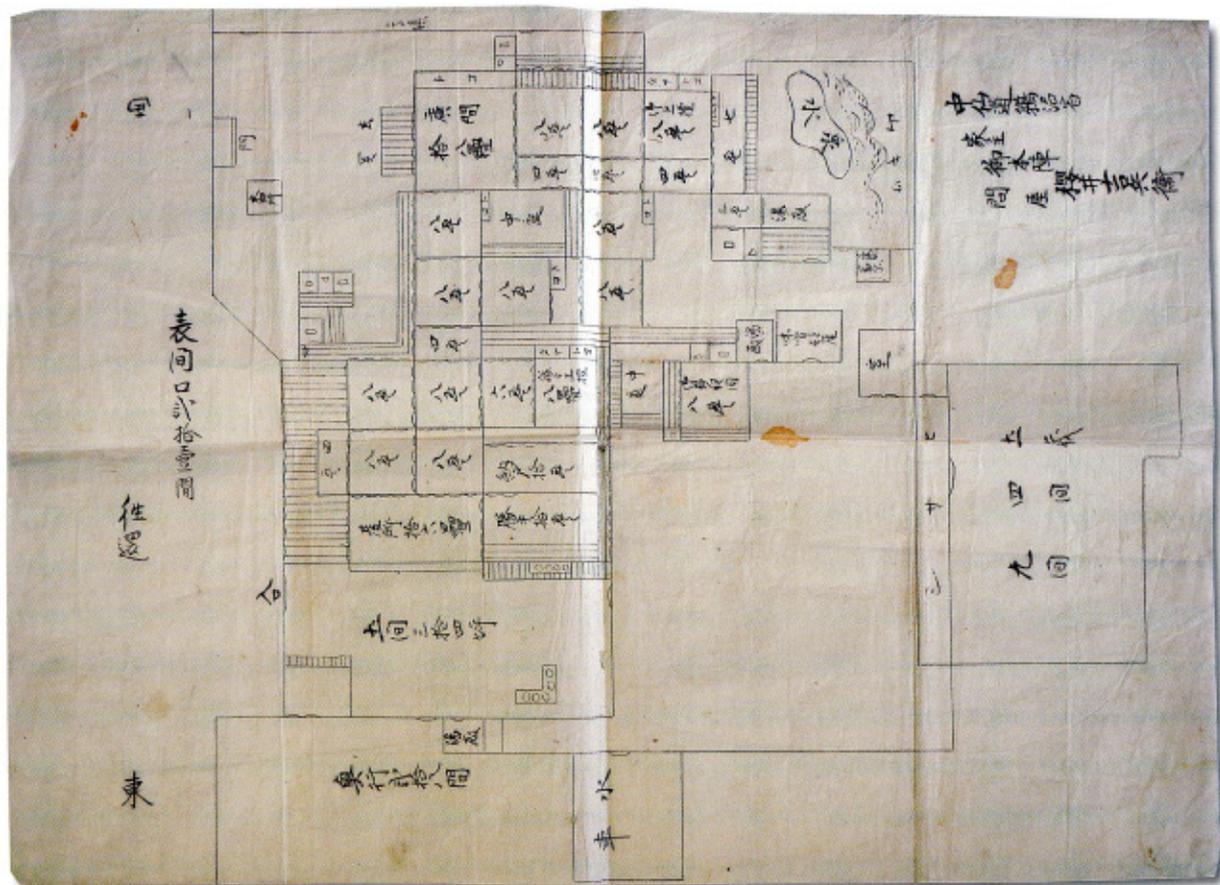
口絵四



口絵七



口絵八



はじめに

平成十二年九月に、「旧鶴沼宿本陣桜井家文書」（以下「桜井家文書」という）が、鶴沼西町の桜井家より歴史民俗資料館に永久寄託されました。桜井家は江戸時代を通して、鶴沼村の庄屋及び中山道鶴沼宿の本陣・問屋を勤めていました。その桜井家に伝わる史料が本市に一括して寄託されたことは、各務原市の歴史を考察する上からも、また史料を保存していく上からも、極めて重要で喜ばしいことであります。

「桜井家文書」は、今までにも『鶴沼の歴史』をはじめとして、先学の郷土史の研究や執筆に供されてきました。歴史民俗資料館では、史料の寄託後、順次史料の整理を行ってまいり、平成十六年度からは、史料の解読を進めてまいりました。このほど漸くほぼ全史料の解読が終わり、ここに各務原市資料調査報告書第三十四号『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 Ⅰ』として刊行する運びとなりました。本報告書には、「桜井家文書」の中でも一つの大きな柱となる、宿場・通行関係の史料を多数収めました。そして史料解読文のほか、市民の皆様が親しんでいただけるように史料の読下し文を載せました。さらに、絵図・宿場・通行関係の史料をもとにして、「桜井家文書絵図からみる鶴沼宿本陣」という題で、史料の解説も載せました。これにより、各務原市の中山道鶴沼宿を中心とした、一つの歴史が読み解けるのではないかと思います。

このような形で「桜井家文書」の報告書を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解読と解説等には、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に多大なご尽力をいただきました。最後になりましたが、お二人に感謝いたします。多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、新たな中山道鶴沼宿像を見出しただければ幸いです。

平成二十三年三月

各務原市歴史民俗資料館

目次

口 絵	1
はじめに	1
例 言	3
史料解説	5
鶴沼宿家並図	11
史料解説文	17
桜井家文書の中の赤報隊史料について	93
史料読下し文	97
掲載史料一覧表	109
編集後記	111
口 絵 一	本陣間取図(年代不明)
口 絵 二	本陣間取図(部分)
口 絵 三	本陣間取図(部分)
口 絵 四	本陣外観図(年代不明)
口 絵 五	本陣家相図(文久二年(一八六二)六月)
口 絵 六	本陣間取図(文久三年(一八六三)六月)
口 絵 七	本陣間取図(年代不明)
口 絵 八	本陣間取図(年代不明)

例 言

- 一 本書は、各務原市資料調査報告書第三十四号として、旧中山道鶴沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の、解読文及び読下し文を収録したものである。
- 一 本報告書に収録した史料をもとに、「桜井家文書絵図からみる鶴沼宿本陣」と題して、解説を載せた。
- 一 史料の名称は「旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。
- 一 解読文の書式は、縦三〇字・横二六行の二段組とした。
- 一 史料の解読にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。
 - 用字は常用漢字音訓表記にしたがう。
 - 異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。
 - 花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・印とし、割印は（印・印）で示す。
 - 冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。
 - 解読者が加えた傍注は、すべて（）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（マ）・（カ）を記入する。
 - 本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。
 - 史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」をもって示す。
 - 史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。
 - 奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。
 - 下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）などを入れる。
- 一 史料名は、その表題によった。表題のない史料については、解読者の判断により史料名を付けた。また、内容を表すため（）の中に「何々につき」と付記した。
- 一 史料名の下に（）で、史料番号を付けた。史料番号は一点につき一つであるが、包紙や紐で一括されていたものに

は、枝番を付けた。

- 読下し文は、原則として冊物類を除く史料に付けた。
- 同様の内容の史料が複数ある場合には、その中の一点の史料のみを読下し文にした。
- 読下し文の書式も、解読文と同様の二段組とした。
- 読下し文は、漢字ひらがな交じり文とし、適宜助詞を補い、句読点・並列点を付けた。
- 読下し文では、漢字をひらがなに換えた文字もある。
- 読下し文は、現代かな使いとし、漢字の異体字は標準字体に改めた。
- 読みにくい漢字には、読みがなを付けた。読みがなは、解読文のみの史料では解読文に、読下し文のある史料には、読下し文につけた。ただし、読みがなの文字数が多くなり、前後の漢字にかかって付けてある場合がある。
- 史料は史料番号順に掲載したが、一部順番を入れ替え、同様の内容の史料を連続して掲載したところもある。
- 巻末には、掲載史料の一覧を載せた。
- 史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。
- 本書に掲載した史料の写真は、口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。
- 史料の解読・読下し及び解説は、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生にお願いしたものである。
- 「桜井家文書の中の赤報隊史料について」の項は、歴史民俗資料館の資料館だより第二十七号（平成二十一年三月）中の、「鶴沼宿本陣桜井家文書にある赤報隊史料」から、抄録・転載したものである。

史料解説

桜井家文書絵図からみる鶴沼宿本陣

江戸時代に入ると、東海道を初めとする五街道やそれに連なる脇街道が整備され、大名の参勤交代や幕府役人、一般旅行者が行き交い、物資の輸送量も増大した。宿駅制度の下、宿には本陣、脇本陣、問屋場がおかれ、公用旅行者の交通・宿泊の用を勤め、人馬継立など輸送を担っている。

桜井家文書は、中山道鶴沼宿の本陣、問屋、鶴沼村の庄屋を勤めた桜井家に伝来した文書群で、平成十二年(二〇〇〇)九月に各務原市に寄贈された。受け入れ時点の文書数は約二三四点、通行・宿泊者の宿割帳や御用、人馬賃銭や助郷、諸入費の分担、盗難・火事といった宿場運営に関わる内容のもの、鶴沼村の年貢、争論、普請、訴訟、事件など村の運営と村人の生活に関わる内容のもの、桜井家当主の記録類などが含まれている。

鶴沼村は、慶長十七年(一六一二)に尾張藩領となって以後、西町・東町・南町・巾(羽場)町の四組に分かれて村役人がおかれ、慶安二年(一六四九)より、東町・西町・羽場町・南町・古市場・小伊木・大伊木の七組となった。天明元年(一七八一)、所付代官制が始まったことから、太田代官所支配となった。中山道は村の中の東西を通り、東町と西町が鶴沼宿内となる。長さは七町半八間(約八二四尺)、本陣一軒、脇本陣一軒、問屋二軒が置かれ、東町の問屋を野口家(脇本陣兼職・明和年間)安政五年三月迄は坂井家が脇本陣役)が、西町の問屋を桜井家(本陣兼職)が務めている。

寛政十二年(一八〇〇)における宿内人口は六〇六人、宿の家数は一〇二軒であり、旅籠屋は天保十四年(一八四三)には二十

五軒となっている。安政五年(一八五八)三月の鶴沼宿家並図(中山道鶴沼宿 宿内旅籠屋家別)後掲十二(十六頁)をみると、石屋、美濃屋、茗荷屋、丸井屋、若竹屋、橋屋、松嶋屋、丸屋、嶋屋、清水屋、京折屋、山城屋、蛭子屋、吉野屋などの屋号がみられ、本陣、脇本陣を除いて五十七軒の座敷数が記入されている。「六畳一間」や「八畳一間」という零細な所でも「上雪隠付」の家が数軒ある。この家並図には人名や役職名が書かれた付箋が貼られている箇所や、その付箋を何度も剥がしたと思われる跡が認められる。史料の形態が卷子に仕立てられていることから、宿割り何度ごと使用していたものと思われる。

一、鶴沼宿の休・宿泊・通行の状況

大名家をはじめとする公用者の休・宿泊者と、利用内容を『鶴沼の歴史』より次表にまとめた(八・九頁、紙面の都合上安政二年以来を割愛した)。五街道のうち、最も交通量が多かったのは東海道であるが、中山道はそれに次ぎ、東海道に比べて難所が少ない道程として、京都から將軍家に嫁ぐ比宮、五十宮、楽宮、有君、和宮や水戸藩へ献上するお茶壺道中、日光例幣使が通行している。

大名の参勤交代は、外様大名は四月、御三家(水戸家は江戸常駐)、譜代大名は六月・八月と決められていた。通行する街道も決められており、多くは東海道を利用した。各大名家を利用する本陣は慣例的に決まっており、「定宿」として宿泊もしくは休憩することになっていた。表中に複数回名前がみえる永井肥前守(加納藩)、井伊掃部頭(彦根藩)、戸田采女止(大垣藩)、のほか、宝暦一年の松平加賀守(金沢藩)、天保十四年の分部若狭守(大

溝藩)などが参勤交代と思われる。このうち松平加賀守は、本来東海道の通行を予定していたが、地震のため北陸道を通行することができず、中山道を利用した臨時のものである。また嘉永二年には、土佐藩主若殿の遺体を、嘉永四年には福岡藩主隠居遺髪 of 搬送も行われている。そして、公家、門跡、長崎奉行、京都町奉行、飛騨郡代などの幕府役人、大名家の家臣・女中などが多数利用している。

諸大名などの宿泊が決まると、本陣側では受け入れの準備が始める。少なくとも三ヶ月程前には申し込みがあり、宿泊日程が決まると脇本陣・旅籠屋を含めた宿割りをする。細かな部屋割については、先方に間取図を送ると宿泊者の座敷割りを送り返していく場合や、先乗りの役人が先だって宿泊し、座敷割りをする場合もある。そして、建物の修繕や不足している調度や食器類、布団などを調べて当日に備える。大通行になると布団など五〇枚、一〇〇枚とレンタルする場合もある。宿泊の当日には門と玄関に幕を張り、門前に関札(せきふだ)を建て、宿場の入口まで宿場役人が出迎えに出る。予定より行程が前後することもあり、同日になると小藩が譲ることになる。

では、大名や幕府の役人が休泊する本陣はどれくらいの規模で、内部はどのようなようになっていたのだろうか。口絵掲載史料を中心に本陣の概要についてみていきたい。

二、鶴沼宿本陣の概要

本陣の概要がわかる史料には、本陣建物図(部分)・間取り図・家相図や宿内の旅籠屋を家別に描いた絵図類などがある。

「癸文久三亥年六月吉日 御本陣絵図面入 鶴沼宿（桜井吉兵衛）」

と表書きのある袋に入っていた間取図(口絵六)をみると、表門を入った右側には番所があり、玄関を入ると十八畳の広間、奥に八畳の三之間、二之間、上段之間と続き、築山と泉水がある奥庭に面した七畳の部屋がある。入口に近い中庭の周りには、八畳の御膳間、九畳の御料理間、八畳間が三つあるほか、八畳の勝手手段、八畳間四つ、六畳間一つ、四畳間一つが宿泊用の部屋となっている。湯殿は主客専用以外に四ヶ所あり、便所は主客用を含め六ヶ所設置されている。奥庭の横には番所が置かれ、非常の際にはこの脇を通過して酒蔵の横を通り、裏門を抜け、大安寺まで避難できるようにしている。また、往還道から出入りできる土間勝手口横には酒店のスペースがあり、ここで店売りをしていたようだ。敷地は表間口二一間、奥行二八間とあり、総坪数は約六〇〇坪となる。この時の建坪は不明だが、享和元年(一八〇一)時点では約一七五坪であった。

同封されていた家相図(口絵五)には「于時文久二歳甲申歳三十九才井白水性西四坤命生主人」と書かれており、文久二年(一八六二)、当主吉兵衛が三十九才の時に家相判断をしていたことがわかる。文久三年の間取図と比べてみると、家の中心部分では、六畳間と十畳間が台所十六畳間となり、押入と仏壇がある通間が八畳間となり、板の間にあった帳場がなくなっている。また、小十畳の離れが三畳の小部屋と湯殿、便所に造り替えられ、便所が新設されている。そして、附属していた風呂場、便所と板廊下が取り払われている。このほか、御殿九畳が八畳となり、畳廊下の通路の向こうに湯殿が新設され、奥庭に面した湯殿の位置が庭側になるなど変更されている。家相の判断書は残っていないが、「此家相後家相婦人ノ盛ニ成家相也」との書込がみられることか

ら、この占断をうけてのことと思われる。

本陣の修繕・改築を行う原因となるものに、姫宮の通行がある。例えば、比宮の時には、各宿場へ本陣・脇本陣・旅籠屋の絵図や間取・家坪の書上の提出が命じられ、事前に役人が下見をし、宿内の見分を行い、そのうえで畳替えや襖の張り替え、風呂・便所の修繕などが命じられている。大名通行なども同様に家中の役人が下見をして修繕を命じる場合がある。修繕費用は公費負担であるが、幾分かの負担をしなければならぬ場合もある。

この家相判断をうける前年の文久元年には、和宮の通行があり、作事奉行や目付の指示を受けて本陣の修繕・改築が行われている。大きな変更点は、上段の間近くに両便所を新築し、裏門と路地口の引き戸を広げて開き戸に変更し幅を広げること、奥庭の泉水を埋めて庭を広くしたことである。このほか、家相には直接関係しないが、警護を強化するため、表門の左に同心番所一ヶ所を新設し、従来からある与力番所を修繕、表門の外に番所を設置し、裏門の外にも御徒番所を設けている。この時作成されたと思われる間取図が、口絵一〜三である。黄色・薄青・青・濃青で色分けされ、役職が書かれた朱色の付箋が貼られている。色の内訳の記載はないが、黄色は和宮一行の使用する部屋と思われる。普段は本陣内部の井戸水を利用するのだが、この時は御膳水として、往還路向かいの武藤嘉右衛門居宅横にある井戸水を使用している。これと同様に「御膳水」が書き込まれている口絵七は同時期の改築前のものと思われる。往還道に面した母屋二階は、八畳間一つ、七畳間一つ、土間を挟んだ離れも二階建てとなっており、こちらは八畳間が三つである。

作成年代は不明であるが、当主が吉兵衛であった時代（弘化）

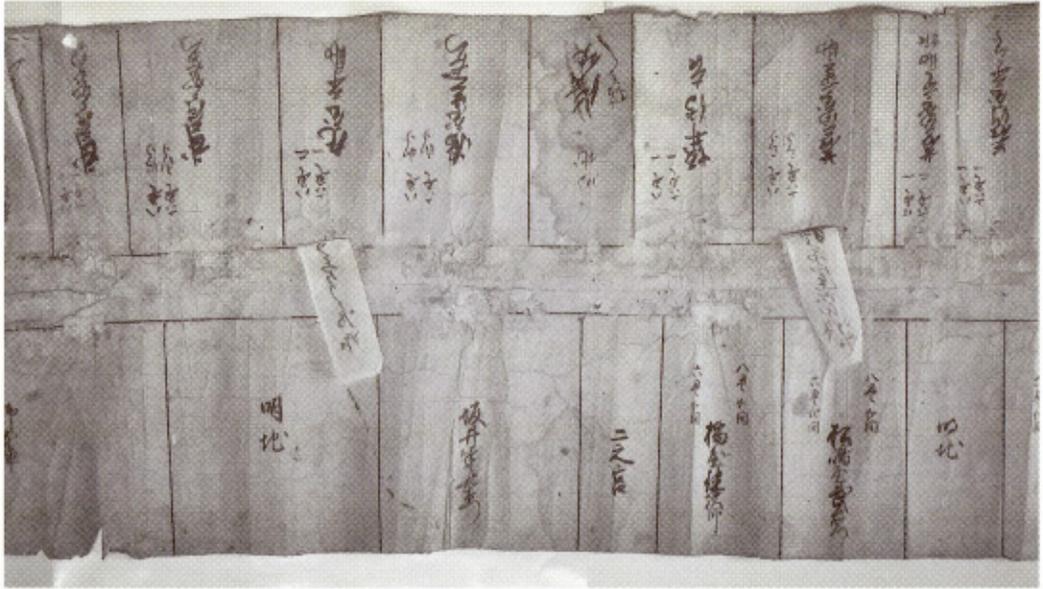
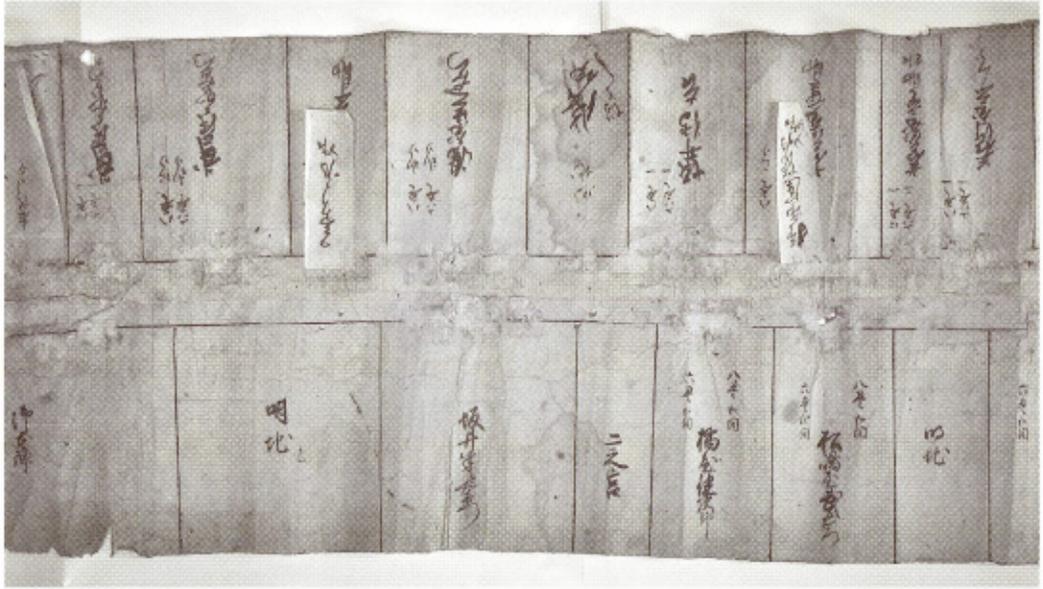
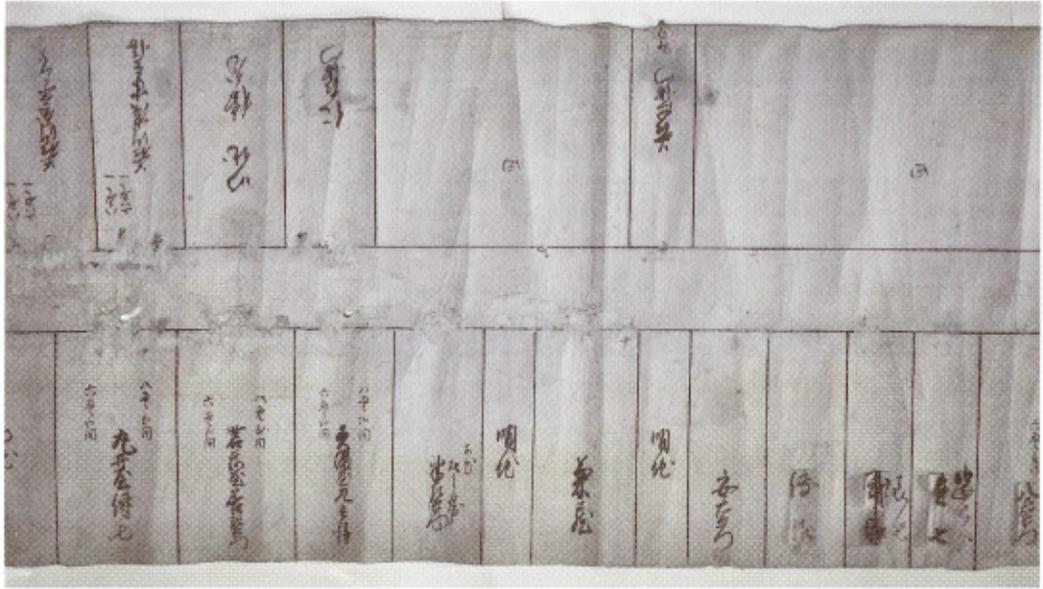
文久期）の本陣建物図（口絵四）には、表門と玄関、玄関から東に続く二階建て部分が描かれている。袖塀がついた表門を入ると、唐破風を備えた式台玄関があり、妻飾りには蕪懸魚がつけられている。唐破風の両翼には、立体的な一對の飾りがみとれる。旧太田宿本陣の門の屋根には亀の飾り瓦が載せられているが、これもそういったものであろうか。二階建て家屋には、うだつがつき、窓部分には格子がはめられている。これらは外観の一部ではあるが、本陣の豪壮な面影をみることができ。

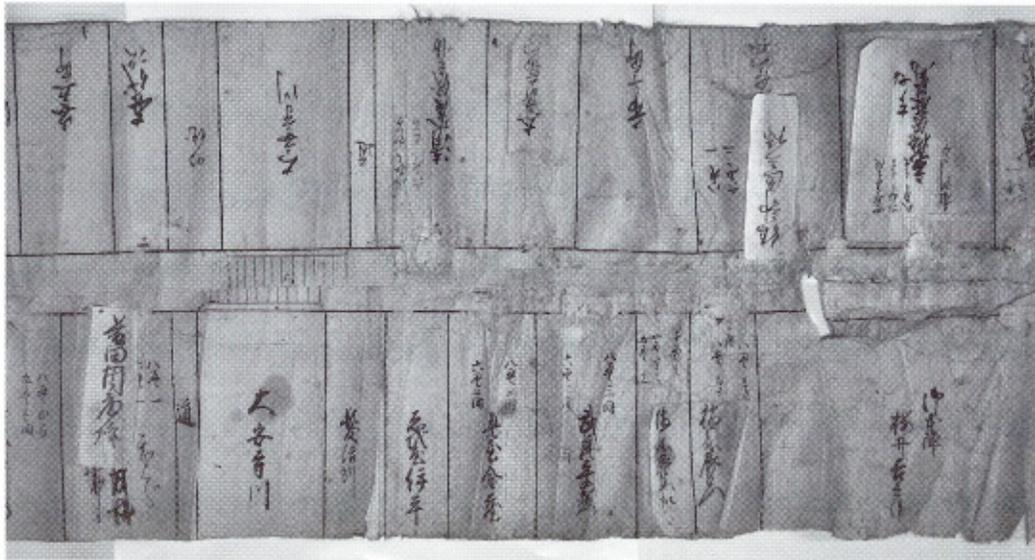
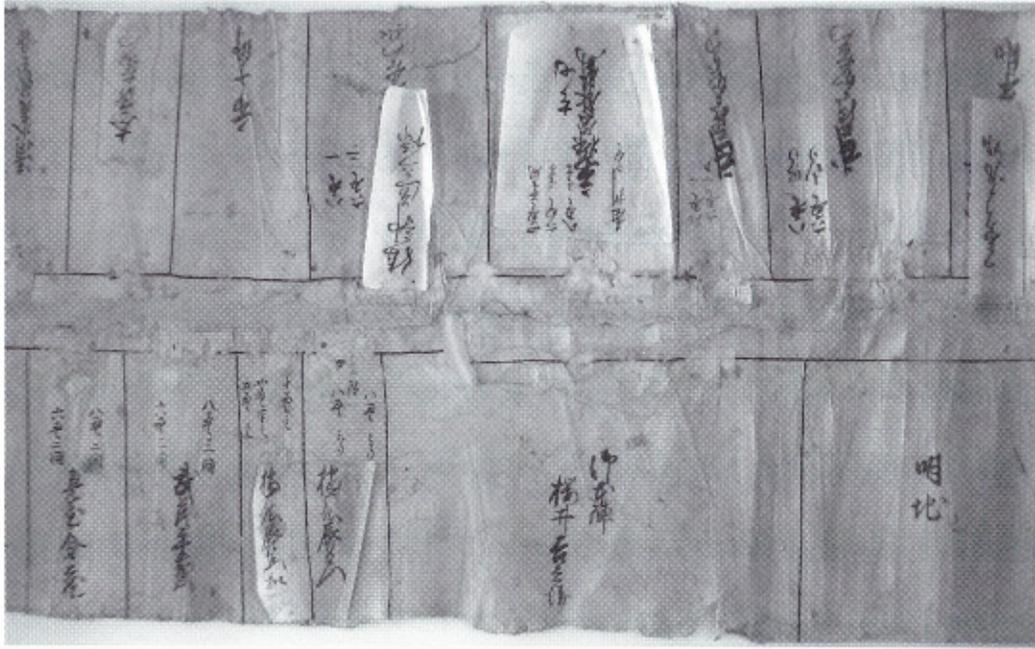
明治三年（一八七〇）、本陣・脇本陣は廃止され、同五年には宿駅制度が廃止された。新しく陸運会社が発足し、野口家、桜井家が請負、以降、近代的交通体系が整備されていく。明治二十四年の濃尾大震災により、本陣・脇本陣など古くからの建物が崩壊し、町並も一変した。

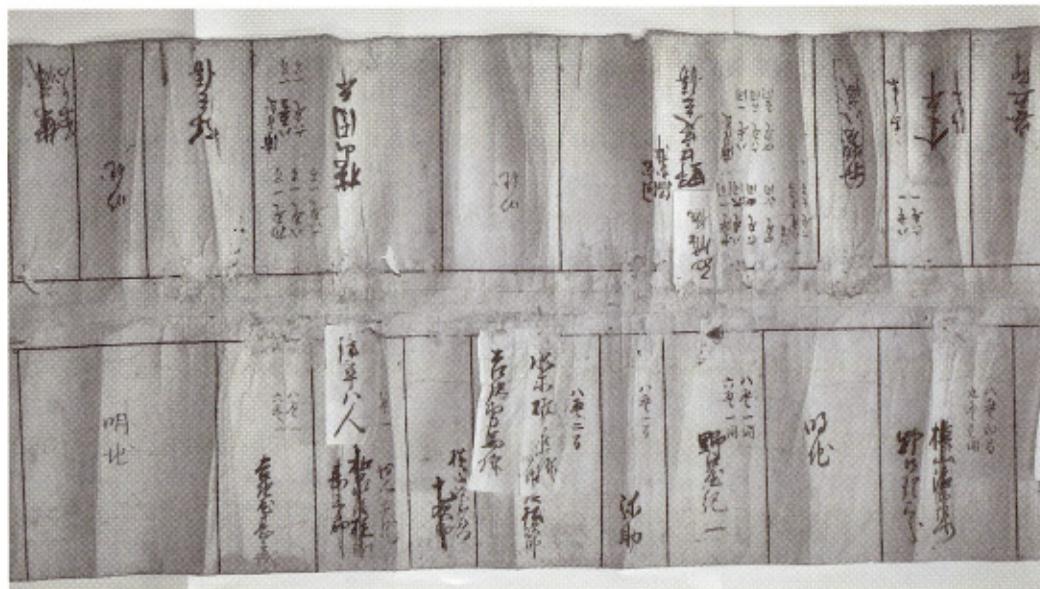
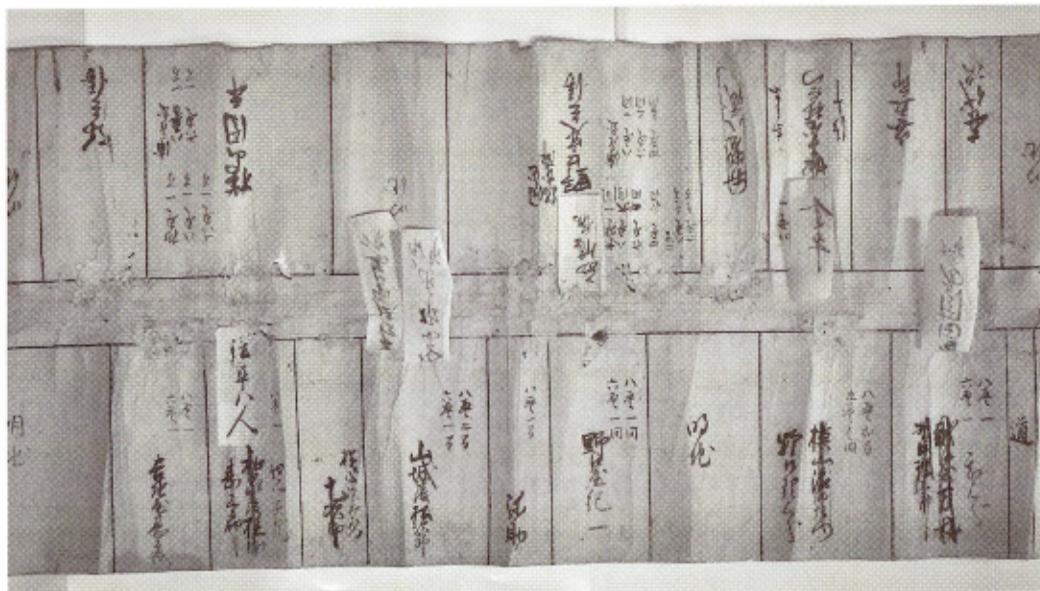
平成二十一年（二〇〇九）に坂祝バイパスが開通したが、これに伴って交差する旧中山道筋も交通量が増加している。かつての鶴沼宿の町並みの面影を伝えるものはわずかとなったが、桜井家文書を紐解くことで、行き交う大名家や通行者をもてなす宿場の様子や、村に暮らす人々の生活を知ることが可能である。是非、この貴重な史料を活用していただきたい。

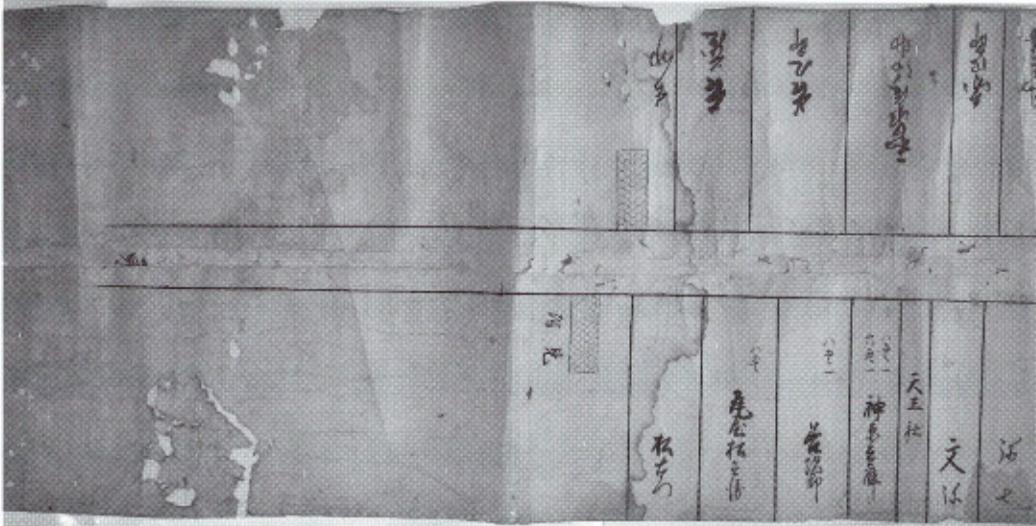
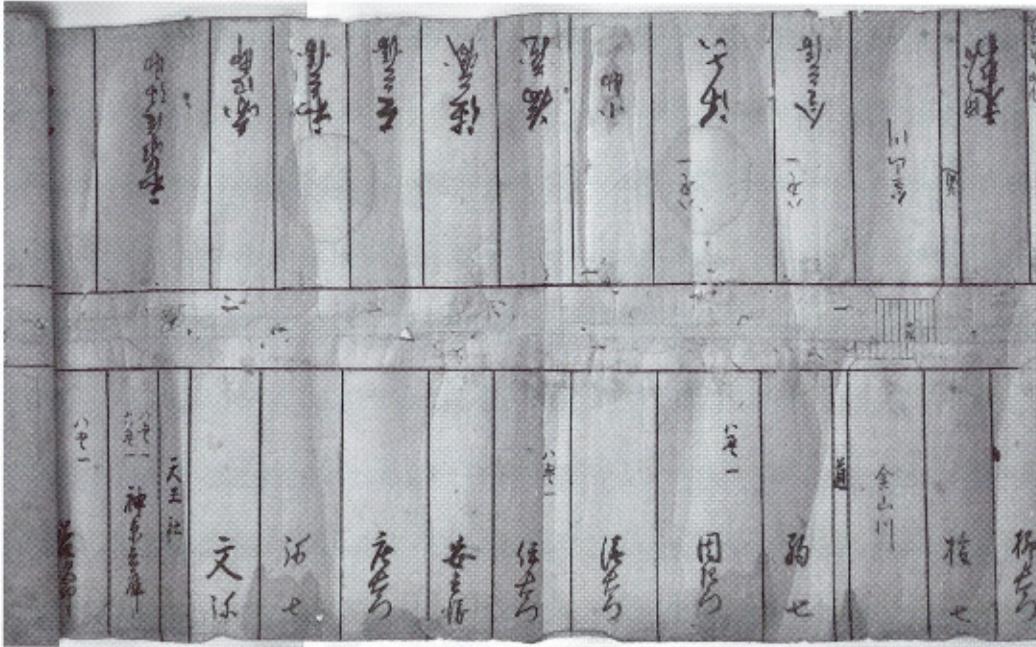
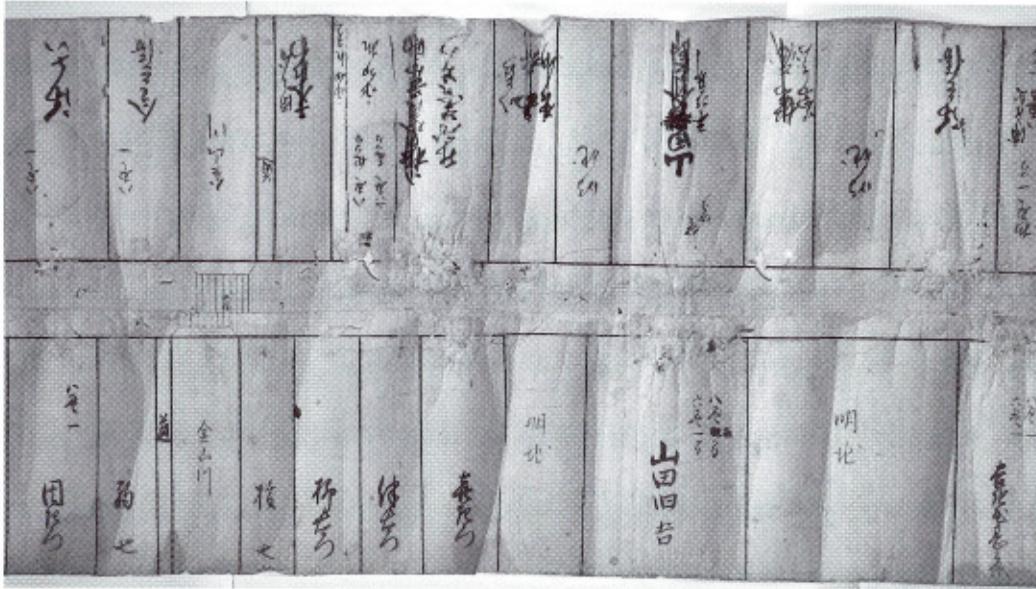
鵜沼宿家並図

— 中山道鵜沼宿内旅籠屋家別（安政五年） —









史料解讀文

天保三年

有君様御通行之節

御作事方御用人馬継立書上帳

辰二月

中山道

鶴沼宿

○有君様御通行之節御作事方御用人馬継立書上帳(一)

「(表紙) 天保三年

有君様御通行之節

御作事方御用人馬継立書上帳

辰二月

中山道

鶴沼宿

継人馬

一人足六百式拾九人

名古屋根出継人足

内

七拾八人小牧宿迄

三拾人 鶴沼宿迄

○百四拾式人太田宿迄

拾人 伏見宿迄

式拾五人御嵩宿迄

三拾三人細久手宿迄

三拾四人大湫宿迄

式拾四人大井宿迄

四人 茄川村迄

拾六人中津川宿迄

三拾四人落合宿迄

八人 馬籠宿迄

拾壹人 妻籠宿迄

五人 三留野宿迄

拾九人 野尻宿迄

式拾四人須原宿迄

式人寢覚臨川寺迄

拾九人 上松迄

式拾三人福嶋宿迄

五人 宮ノ越宿迄

拾人 藪原宿迄

壹人 奈良井宿迄

五拾式人贄川宿迄

拾四人 鶴沼宿より

壹人 地方陣屋迄

三人錦織方陣屋迄

式人 清須宿迄

一馬四百三拾疋

名古屋根出継立之分

内

式疋 小牧宿迄

式拾四疋鶴沼宿迄

○七拾九疋 太田宿迄

拾壹疋 伏見宿迄

五拾五疋御嵩宿迄

拾疋 細久手宿迄

継人馬

一人足六百式拾九人

名古屋根出継人足

内

七拾八人小牧宿迄 三拾人 鶴沼宿迄 〇百四拾式人太田宿迄

拾人 伏見宿迄 式拾五人 御嵩宿迄 三拾三人 細久手宿迄

三拾四人大湫宿迄 拾六人中津川宿迄 拾壹人 妻籠宿迄 式拾四人 須原宿迄 式拾三人 福嶋宿迄 壹人 奈良井宿迄 壹人 地方陣屋迄 一馬四百三拾疋 名古屋根出継立之分

拾六人中津川宿 拾八人馬籠宿
 拾五人妻籠宿 五人三留野宿 拾九人野尻宿
 貳拾四人須原宿 貳人桑見原川宿 拾九人上松宿
 貳拾三人福治宿 五人三留野宿 拾九人上松宿
 貳人 桑見原川宿 拾四人 鶴沼宿
 貳人 地方原宿 三人 錦織方原宿 貳人 湯次宿
 一馬四石三拾疋 名古屋振立之
 四 内
 貳疋 小牧宿 沙信宿 檜原宿 〇七張九疋太田宿
 拾疋 伏見宿 拾疋 須原宿 拾疋 細久宿
 八拾疋 大湫宿 拾疋 大井宿 七疋 中津川宿

八拾疋 大湫宿迄 拾六疋 大井宿迄 七疋 中津川宿迄
 四拾疋 落合宿迄 五疋 馬籠宿迄 拾貳疋 妻籠宿迄
 壹疋 三留野宿迄 拾壹疋 野尻宿迄 貳拾壹疋 須原宿迄
 三疋 寢覚臨川寺迄 拾壹疋 上松宿迄 九疋 福嶋宿迄
 四疋 宮ノ越宿迄 拾三疋 藪原宿迄 壹疋 奈良井宿迄
 拾四疋 贊川宿迄 壹疋 大垣迄
 一人足四百五拾人 小牧宿より差立継人足
 内 〇五拾四人太田宿迄 五拾四人鶴沼宿迄 貳人 伏見宿迄
 四拾四人御嵩宿迄 五人 細久手宿迄 八拾九人大湫宿迄
 拾人 大井宿迄 拾四人中津川宿迄 貳拾九人落合宿迄
 拾貳人 馬籠宿迄 貳拾人 妻籠宿迄 三拾九人三留野宿迄
 四人 野尻宿迄 拾人 須原宿迄 拾七人 福嶋宿迄
 四人 寢覚臨川寺迄 拾六人 上松宿迄 三人 藪原宿迄
 拾八人 贊川宿迄 貳人 名古屋迄
 一馬六疋 小牧宿差立継立
 内 四疋 太田宿迄 貳疋 須原宿迄
 一人足三拾人 〇鶴沼宿差立継人足
 但シ 鶴沼宿より 太田宿迄
 一人足貳千三百四拾三人 太田宿差立継人足
 内

式拾老人鵜沼宿より

五人 太田宿より

老人 太田宿より

拾六人御嵩宿迄

三人太田宿迄

名古屋迄

名古屋迄

小牧宿迄

内

式百四人鵜沼宿迄

七拾四人伏見迄

六百五拾五人

一人足四百七拾六人

御嶽宿御差立継人足

八拾六人

五百七拾式人

百三拾人大井宿迄

百拾九人 太田宿迄

拾六人 名古屋迄

老人 上松宿迄

細久手宿迄

大湫宿迄

馬籠宿迄

老人 須原宿迄

九人 大湫宿迄

拾人 細久手宿迄

八拾六人

四百六拾九人

式人 馬籠宿迄

式百六拾九人謡坂迄

四拾四人伏見宿迄

三人 落合宿迄

中津川宿迄

落合宿迄

式人 須原宿迄

老人 鵜沼宿迄

老人 兼山村迄

老人 中津川宿迄

拾式人 妻籠宿迄

老人 野尻宿迄

式人 須原宿迄

老人 大井宿迄

拾三人 落合宿迄

八人 落合宿迄

老人 上松宿迄

式人 福嶋宿迄

六人 藪原宿迄

一人足百式拾人

福嶋宿御差立継人足

七人 須原宿迄

老人 奈良井宿迄

四人 贊川宿迄

式人 細目村より

一人足百式拾人

福嶋宿御差立継人足

七人 須原宿迄

式人 神野村迄

式人 蜂屋村迄

老人 上古井村より

老人 鵜沼宿迄

拾三人 落合宿迄

八人 落合宿迄

兼山村迄

老人 北方村迄

川合村迄

老人 三留野宿迄

老人 野尻宿迄

七人 須原宿迄

一馬百七拾五疋

太田宿御差立継馬

七人 贊川宿迄

五拾七人上松宿迄

九人 宮ノ越宿迄

拾六人 藪原宿迄

内

内

内

内

内

内

○拾壹疋 鵜沼宿より

式拾六疋鵜沼宿迄

式疋 伏見宿迄

一馬六疋

福嶋宿御差立継馬

三疋 太田宿迄

名古屋迄

四拾五疋大湫宿迄

七疋 大井宿迄

三疋 名古屋迄

三疋 太田宿迄

上田村御差立継人足

四拾五疋御嵩宿迄

式拾疋 落合宿迄

式疋 馬籠宿迄

一人足拾六人

但 福嶋宿迄

宮ノ越宿御差立継人足

三七疋 中津川宿迄

三七疋 須原宿迄

式疋 福嶋宿迄

一人足拾六人

但 福嶋宿迄

宮ノ越宿御差立継人足

七疋 妻籠宿迄

式疋 藪原宿迄

式疋 贊川宿迄

一人足拾六人

但 福嶋宿迄

宮ノ越宿御差立継人足

式疋 藪原宿迄

式疋 奈良井宿迄

式疋 贊川宿迄

一人足拾六人

但 福嶋宿迄

宮ノ越宿御差立継人足

一人足拾九人

伏見宿御差立継人足

拾式人 名古屋迄

式人 福嶋宿迄

式人 福嶋宿迄

内

内

内

内

内

内

拾式人 名古屋迄

式人 福嶋宿迄

一馬七疋 宮ノ越宿御差立繼馬

三疋 名古屋迄 式疋 太田宿迄 式疋 落合宿迄

一人足七拾五人 藪原宿御差立繼人足

拾人 福嶋宿迄 四人 名古屋迄 五人 須原宿迄

拾式人宮ノ越宿迄 老人 落合宿迄 八人 奈良井宿迄

一馬式拾疋 藪原宿御差立繼馬

拾疋 宮ノ越宿迄 拾疋 費川宿迄

一人足拾八人 奈良井宿御差立繼人足

拾四人 費川宿迄 四人 藪原宿迄

一馬五疋 奈良井宿御差立繼馬

式疋 太田宿迄 壹疋 名古屋迄 式疋 落合宿迄

一人足五拾八人 費川宿御差立繼人足

九人 名古屋迄 拾三人 奈良井宿迄 拾三人 福嶋宿迄

老人 鶴沼宿迄 六人 須原宿迄 五人 太田宿迄
七人 藪原宿迄 老人 上松御陣屋迄 老人 大井宿迄
老人 野尻宿迄 老人 宮ノ越宿迄

一馬拾三疋 費川宿御差立繼馬

六疋 名古屋迄 四疋 太田宿迄 三疋 落合宿迄

右者、去秋 有君様中山道

御通行之節、御作事御用ニ繼立候人馬員数前頭之通相違無御座、
依之御達奉申上候、以上

天保三年辰二月 中山道鶴沼宿問屋

桜井岡右衛門 年寄 山田孫左衛門

御作事方御役所

○日光例幣使御参向人馬繼立高書上帳 (三)

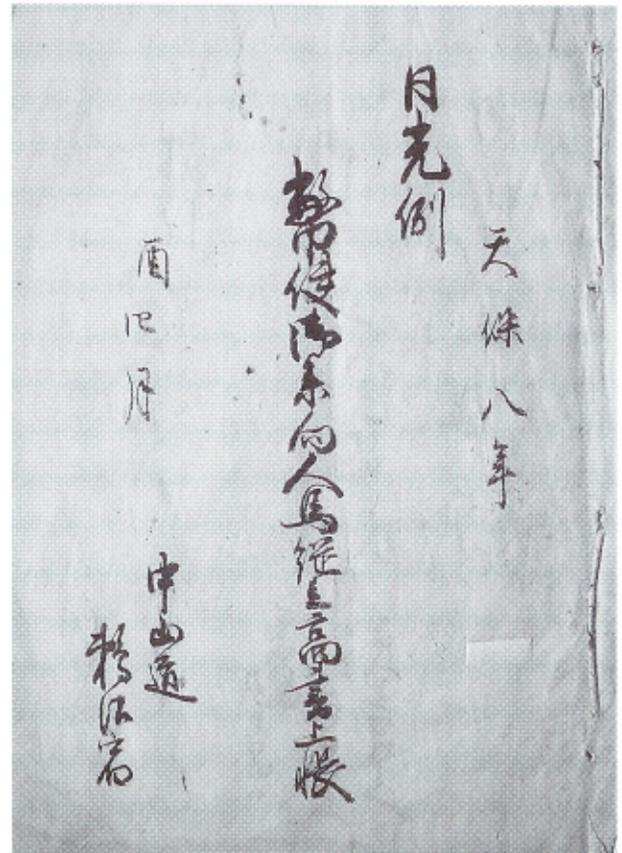
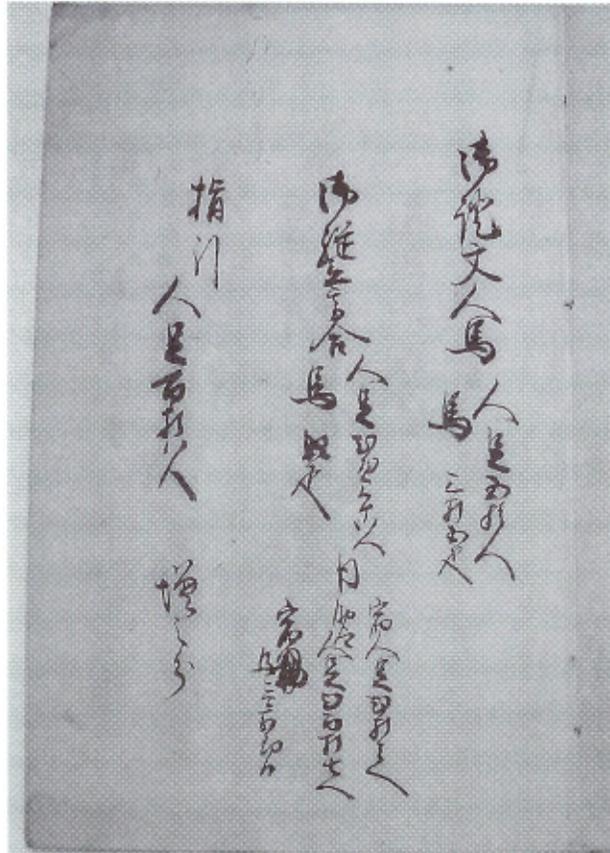
「表紙」 天保八年

日光例 幣使御参向人馬繼立高書上帳

西四月 中山道

鶴沼宿

御証文人馬 人足五拾人



馬 三拾五疋

御繼立高合 人足貳百三十八人 内宿人足貳拾壹人

助郷人足貳百拾七人

宿及□相勤候

指引 人足百拾八人 増之分

右増人馬之内、人足六人御定賃御払被下置、慥ニ奉請取、残は

人足、添人足ニ相成候分

去申年

御繼立高合 人足貳百八拾六人

馬 五疋

当酉年御繼立高と

差引 人足

一助郷高老万五百四拾九石

但シ、高百石ニ付人足

右之通人馬繼立高相違無御座候、尤御家来末々ニ至迄、何ニ而も御非分成儀無御座候、人馬繼立之儀も費相立不申相濟申候、外ニ可申上儀無御座、宿方助郷共一同難有奉存候、仍之以書付申上候、以上

尾州御領

美濃国各務郡

鵜沼宿

問屋 桜井岡右衛門

同断 野口定兵衛

年寄 坂井銀右衛門

同断 山田安右衛門

助郷貳拾五ヶ村惣代

天保八酉年四月四日

柴田善之丞様御代官所

美濃国各務郡

各務村

助郷惣代 丈右衛門^印

尾州御領丹羽郡

橋爪村

同断 利八^印

戸田下総守様知行所

美濃国各務郡

持田村

同断 和兵衛^印

宿々御取締

石原助太郎様

中嶋藤右衛門様

(白紙一丁あり)

四月四日

尾州御領

美濃国各務郡

鷓沼宿

問屋 桜井岡右衛門

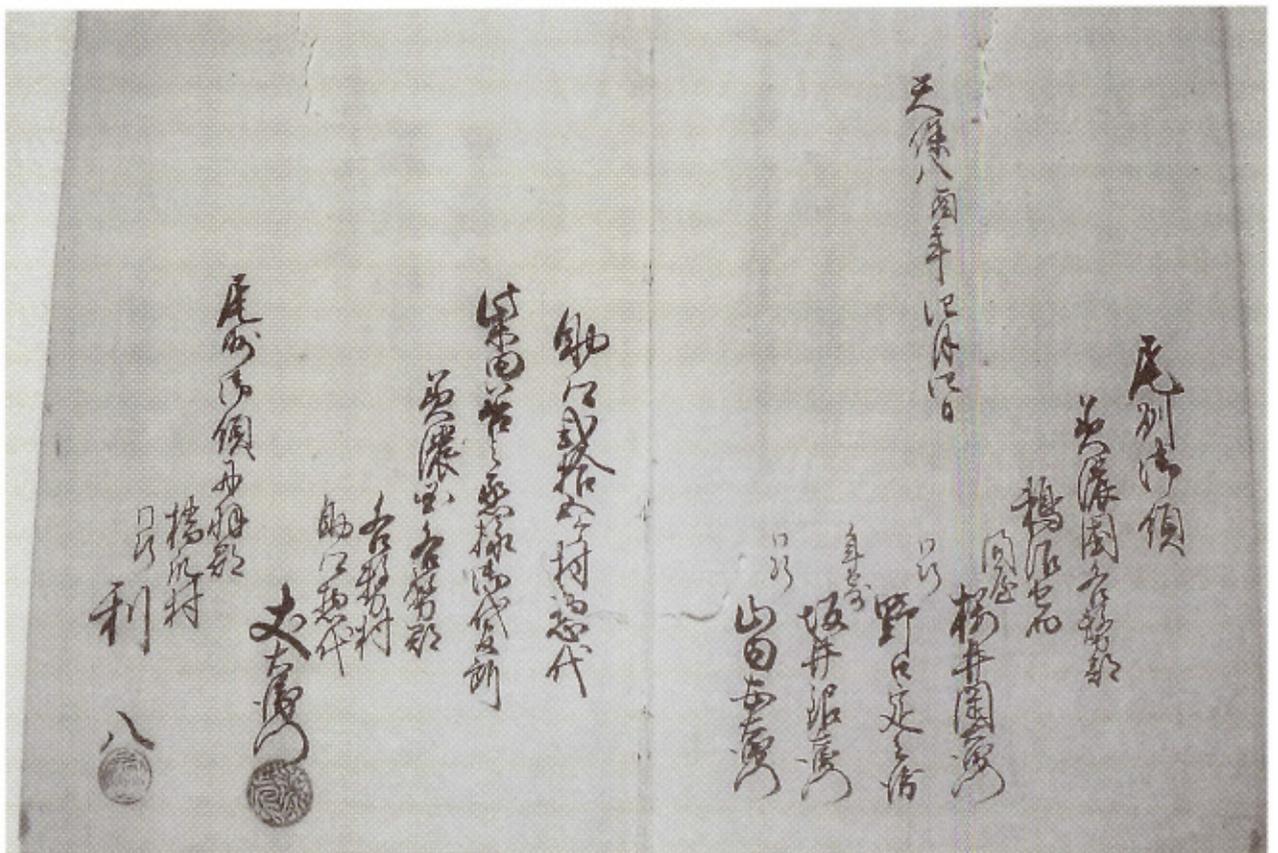
同断 野口貞兵衛

同 坂井伝兵衛

〃 山田安右衛門

右助郷式拾五ヶ村

柴田善之丞様御代官所



美濃国各務郡

各務村

庄屋 丈右衛門

尾州御領

尾州丹羽郡

橋爪村

庄屋 利八

戸田下総守知行所

美濃国各務郡

持田村

庄屋 和兵衛

○鵜沼宿小役遺書上帳(九)

〔表紙〕

嘉永三戌年

当宿小役遺書上帳

中山道 鵜沼宿

嘉永三戌年

一先触持人足四百八拾貳人

一遠見人足八拾貳人

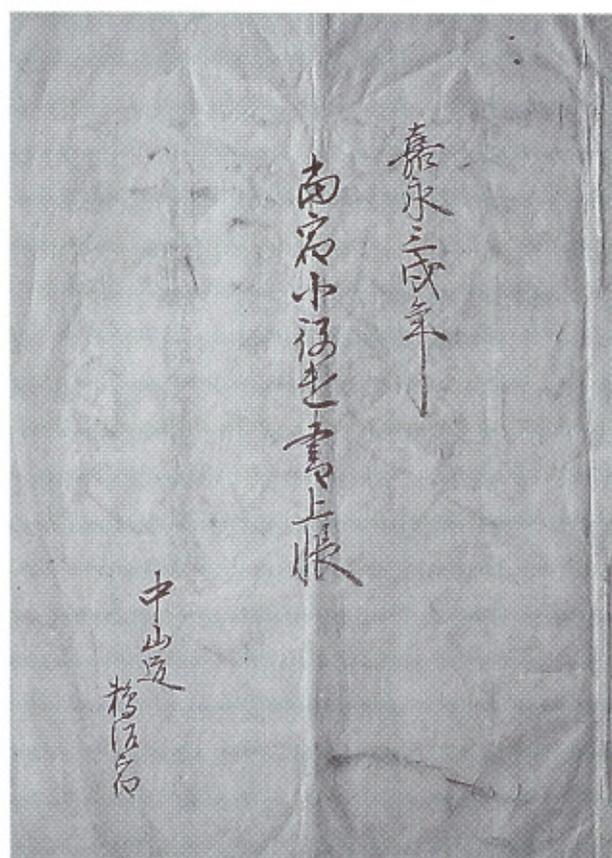
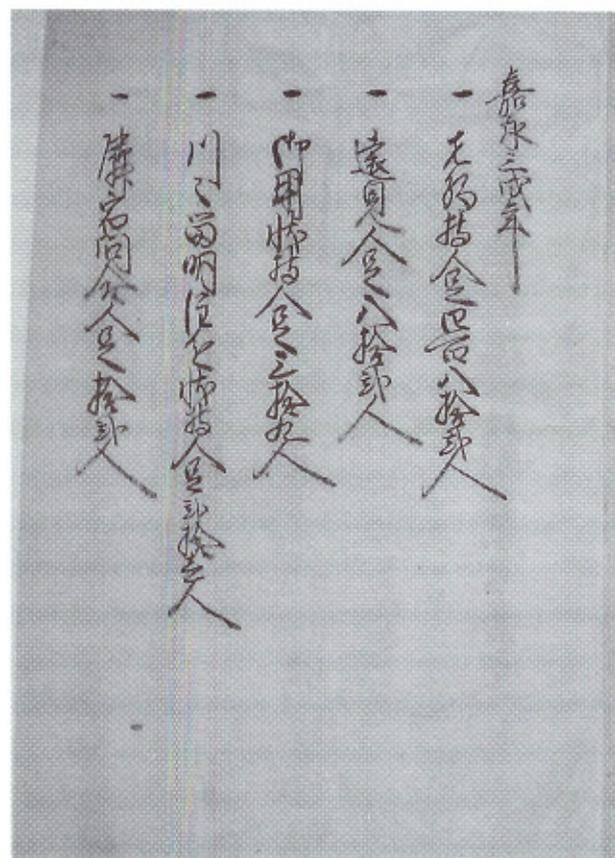
一御用状持人足三拾九人

一川之留明注進状持人足貳拾壹人

一隣宿問合人足拾貳人

一杖払人足百拾八人

一助郷触状持人足百四拾五人



一御用物宰領人足六拾貳人

一御金番人八人

一御用御通行挑灯松明持人足三拾五人

ノ人足九百八拾三人

右ハ去戌年小役遣人足取調奉書上候処相違無御座候、已上

尾州御領

美濃国各務郡

中山道鶴沼宿

嘉永四亥年

十一月

年寄

米次郎印

同断

旧吾印

同断

坂井伝吉印

同断

横山周平印

問屋

野口定兵衛印

同断

桜井吉兵衛印

田辺彦十郎様

○鶴沼宿御用状箱持人足掛分書上帳(一一)

御用状箱持人足掛分書上帳

中山道

鶴沼宿

一御用状箱持人足

此訳 無割壹箱ニ付六人

但 為知貳人 持夫四人

並御状箱 四人

但 為知貳人 持夫貳人

一御証文長持

此掛り人足 重目分拾貳人 上り遠丁場ニ付

拾六人

並目分拾人

同断 拾四人

輕目分八人

同断 六人

尾州御領 美濃国各務郡

中山道鶴沼宿

嘉永四亥年十一月

年寄

米次郎印

同断

旧吾印

同断

坂井伝吉印

中用物宿持人宿割御泊り下宿帳

中山道

長崎奉行

一 中用物宿持人

宿割御泊り下宿帳

但 宿持人
但 宿持人
但 宿持人

一 宿割御泊り下宿帳

宿割御泊り下宿帳

上 宿持人
下 宿持人
宿持人
宿持人

右 宿持人 宿割御泊り下宿帳

田辺彦十郎様

○長崎奉行大久保豊後守様御泊り下宿帳 (一三)

〔表紙〕 文久式戌年閏八月十日

長崎奉行

大久保豊後守様御泊り下宿帳

旅籠閏月廿日

割渡候馬指清左衛門為持遣し

申候、以上

前日立

宿割御給人

一 布施左司馬様

上下五人

〔代五百八拾文〕

一 才領足輕様

三人

〔代三百一拾文〕

一 荷物宿共

同断

横山周平印

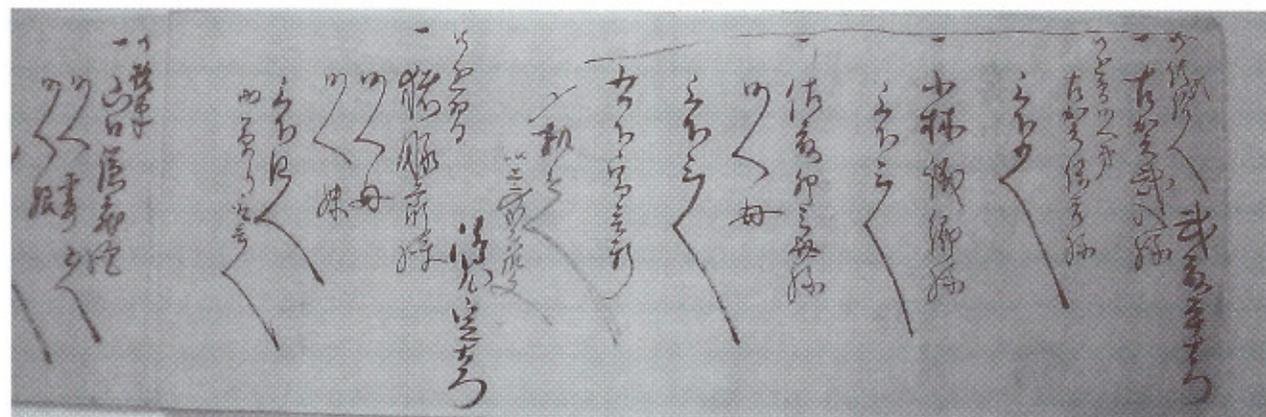
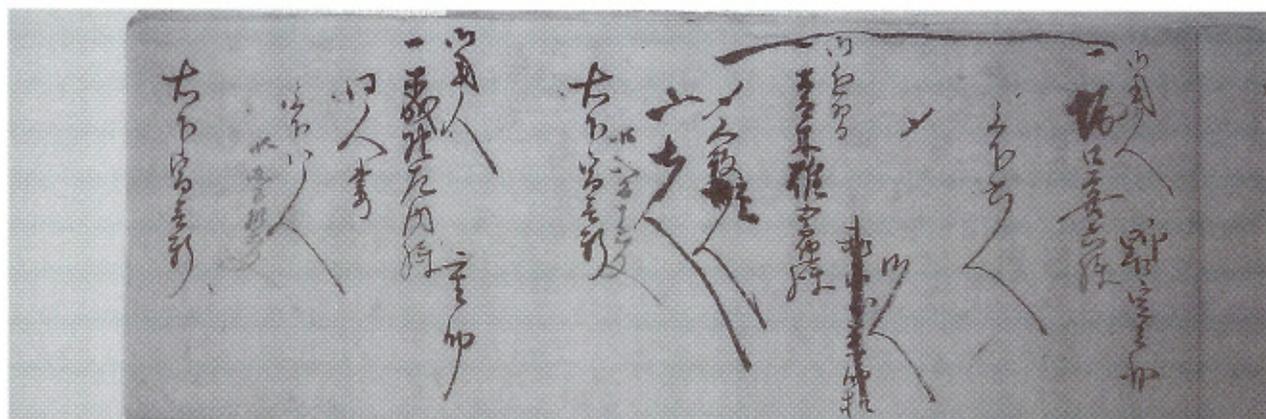
問屋

野口定兵衛印

同断

桜井吉兵衛印

御長柄持老人
 御方様草履取四人
 押式人
 上六人
 中式拾人
 下三拾老人
 合五拾七人
 代六貫六百五拾文
 外二分掛九人 丁先持
 (ツ)
 「式拾七人」
 御下宿分
 家老
 一川田杉藏様
 同人妻 延引
 同人母
 同人下女
 上下拾八人
 右下宿老軒
 御用人 野口定兵衛
 一堀口喜六様
 上下六人
 御近習 和泉屋栄助扣
 一青木碓五郎様
 人数老人



七人

〔代八百十六文〕

右下宿老軒

御用人 重助

一森野左内様

同人妻

上下八人

〔代九百拾六文〕

右下宿老軒

川割

同務改

一川田郡八様

同人妻

同人娘

上下八人

奥附

一近藤定七様

御近習

近藤保造様

上下八人

御供頭給人

一嶋野左一郎様

同人妻

上下四人

〔代貳拾人〕

代貳貫三百三拾貳文

武藤嘉右衛門

右下宿老軒

外二下払老入

川割

同務改

御披露番

一佐々木利左衛門様

同人妻

御中小姓同人悴

佐々木一藏様

御坊主同人悴

佐々木栄斎様

同人娘

上下拾人

御勝手方

一岩崎八十一様

母

同人弟御中小姓

岩崎平之介様

同人弟

岩崎重吉様

上下五人

外二四人

右下宿老軒

〔代十九人〕

代貳貫貳百十六文

御供頭給人

立花屋

武藤平右衛門

一古賀武八様
御近習同人弟

古賀保吉様

上下五人

一小林議郷様

上下三人

一佐藤卯之介様

同人母

上下三人

右下宿老軒

〆「拾」^(朱書)老人

「代老貫式百八拾文」^(朱書)

御近習

一猪豚衆様

同人母

同人妹

上下四人

内草り取老人

御祐筆

一山口鎌蔵様

同人妻

同人娘

五人

〆九人

右下宿老軒

外二分私老人

〆九人^(朱書)

老貫四拾八文」

儀兵衛

一立木喜太郎様

布施鉞次郎様

大□虎助様

松崎半蔵様

佐藤安蔵様

明石要人様

上下九人

内草り取老人

〆「代老貫四拾八文」^(朱書)

右下宿老軒

嶋屋定右衛門

山城屋

一御徒士目付式人

御徒三人

御持筒持

足輕四人

足輕小頭老人

中間小頭老人

〆人数拾老人

「代老貫式百八拾文」^(朱書)

右下宿老軒

平助

一乗物老足、内老足物付之者

但式人前払、家吉分

拾式人 内中三人

右下宿老軒

馬共

ノ拾壹人分

〔代老貫四百十六文〕

六人
ノ九人

一老ノ足輕拾壹人

内 先弘貳人

鉄砲持八人

川割足輕壹人

外二老人

右下宿老軒

〔代老貫四百文〕

老貫四百文

一老ノ足輕

拾壹人

内 鉄砲持八人

打物持貳人

具足才領壹人

〔代老貫貳百八拾文〕

右下宿老軒

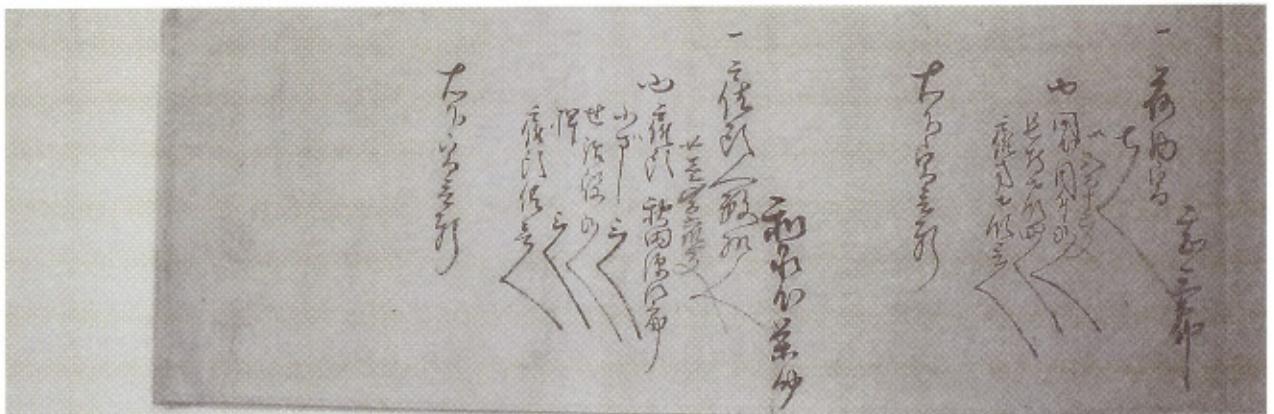
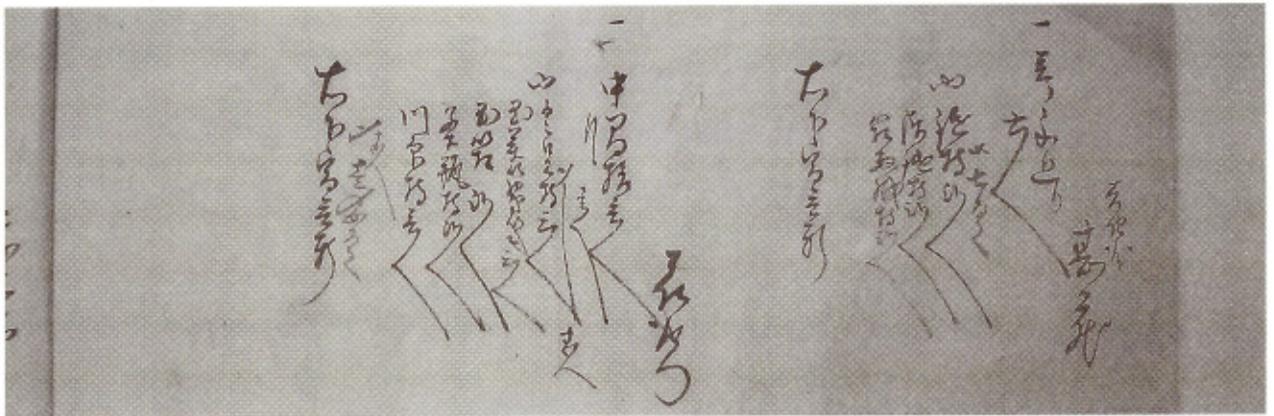
一老ノ手廻り六人

〔代七百文〕

松嶋屋武右衛門

栄蔵

吉野屋甚蔵



内 鍵持式人

鉄鍵持式人

箱両掛持式人

右下宿老軒

喜左衛門

一 中間拾老

外二老

ノ 十式人

内具足持三人

玉葉御筆笥三人

玉箱式人

茶瓶持式人

川印持老

〔朱書〕ノ十式人

老貫四百文

右下宿老軒

甚三郎

一 荷物宿

七人

〔朱書〕代八百十六文

内間屋目付式人

長持才領四人

雇方才領老

右下宿老軒

和泉屋栄助

一 雇頭人数 拾人

〔朱書〕代老貫百六拾四文

内雇頭秋田源八郎

小ざし三人

世話役式人

押 三人

雇頭供老

右下宿老軒

武助

一 老ノ六尺九人

外二老 分払

右下宿老軒

〔朱書〕代老貫四拾八文

伝七

一 式ノ六尺七人

〔朱書〕代八百十六文

外二三人 分払

右下宿老軒

金藏

一 三ノ六尺八人

〔朱書〕代百文

外二老 分払

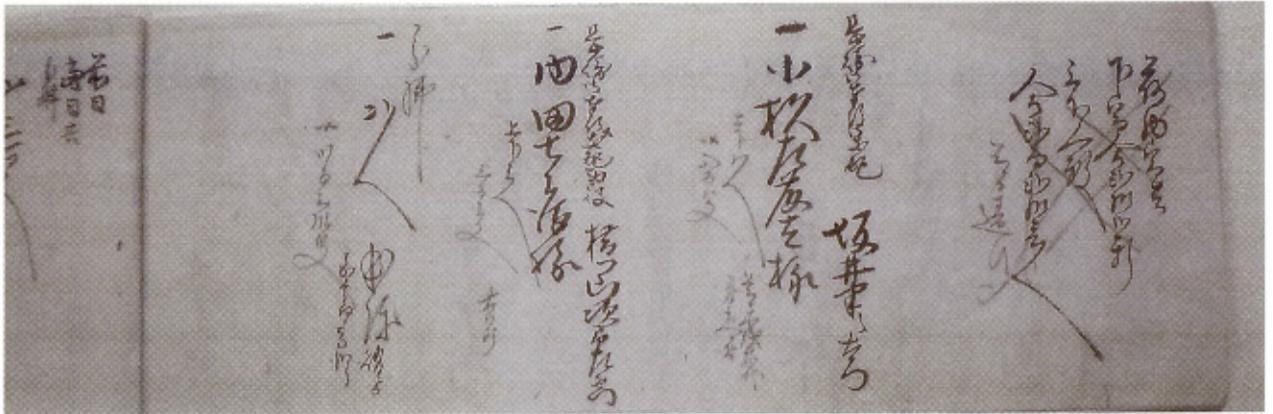
右下宿老軒

〔朱書〕ノ九百三拾四文

九兵衛

一 四ノ六尺八人

〔朱書〕代九百三拾式文



外二式人 分払
右下宿老軒

太郎右衛門

一足輕六人
手廻

外二三人 分払

右下宿老軒

〔^{朱書}〆〆九百三拾式文〕

いづみや栄助

一雇小頭

平三郎

人数八人

〔^{朱書}代九百三拾式文〕

右下宿老軒

荷物宿共 (訂正線朱書)
下宿合式拾式軒

上下人数

合式百式拾老人

〔^{朱書}是二兩違ひ〕

岡崎御奉行御支配

一小杉左藤太様

坂井半之右衛門

〔^{朱書}上下八人

代八百文

是八木錢米代ニ付老人ニ付

岡崎御奉行御支配勤役

一内田七兵衛様

横山次郎左衛門

〔^{朱書}上下三人

三百三文

右同断

分払

一忝人

本陣賄ニ而嘉重郎方泊り

外ニ忝人 分払

〔甚三郎分〕

是ハ三人之故、忝人伝七分調違ニ付如此

前日

当日共

分払

〆三百人

〔抱忝人ニ付八拾文也〕

〆式拾五貫〇

内 式百五拾忝人

三拾人

是ハ前日宿割初、当日分払引

差引分

拾九人

御払不足、是ハ分払之分間違旨扣

〔代式貫式百拾六文〕

へ之候分、元旅籠忝人ニ付而十六文也

外ニ

〔八百文〕

是ハ荷物計弥兵衛、弥六、今兵衛、

柳右衛門、〆四軒、抱忝軒式百文也

人数十忝人

是ハ御勘定并ニ長崎奉行支配定役

〔抱忝貫八拾五文〕

共、宿式軒木錢米代御払違ニ付

〔但シ忝人ニ付 別ニ払出ス〕

九拾五文也

村抱四口

〆〔式拾九貫百五文〕

此分丈私シ方え御払込可被下候

也、夫々割渡候と申候

外ニ忝人 分払

〔甚三郎分〕

是ハ三人之故、忝人伝七分調違ニ付如此

〆〔代百六拾四文〕

〆〔三拾貫百六拾九文〕

右ハ今般長崎御奉行様御泊り大取込ニ付段々手違仕、取不足も有之、其段〇〇様〇、其節御謝し申上之候也、依之其節御払之書付下書相拵申上候、尤不相分候廉も有之候ハ、参上可仕候、以上

○松平能登守様御人数御宿割帳（一五）

〔慶應二丙寅年〕

松平能登守様御人数御宿割帳

七月廿二日御泊り

御本陣

桜井吉兵衛

忝番

上田喜左衛門様、

立花や

山本弥平様、

恒助

足軽八人、

印持式人、

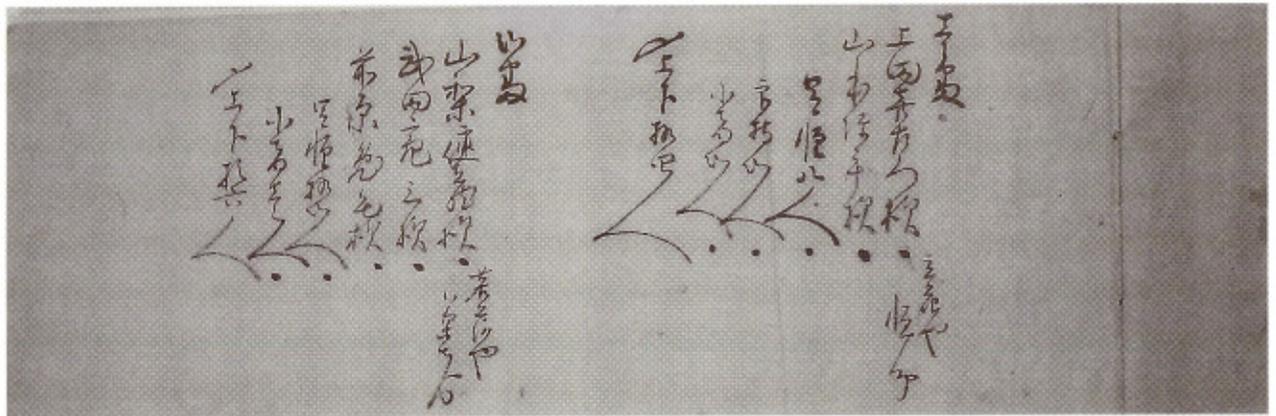
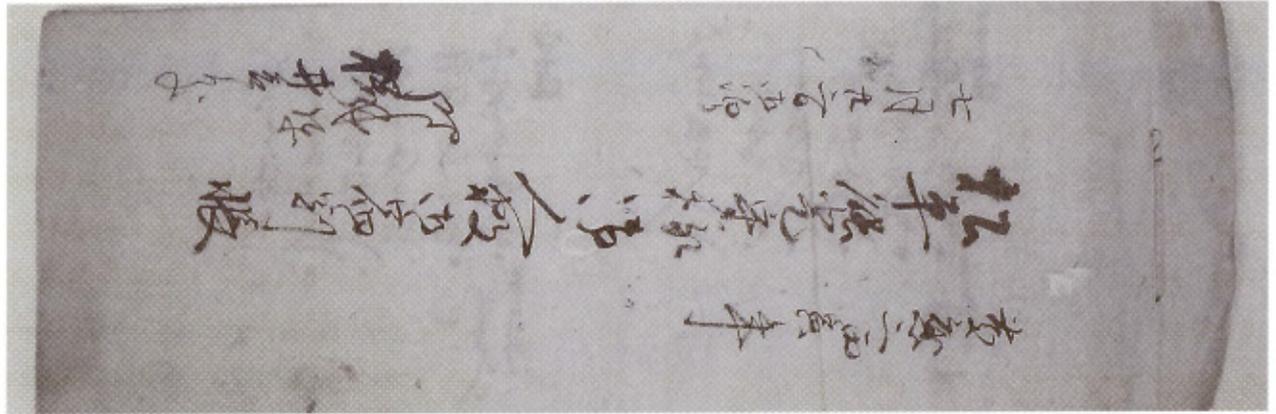
小者式人、

〆上下拾四人

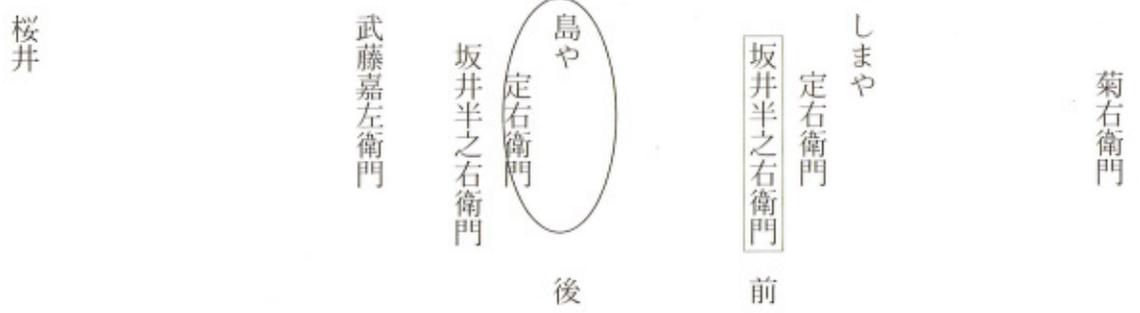
式番

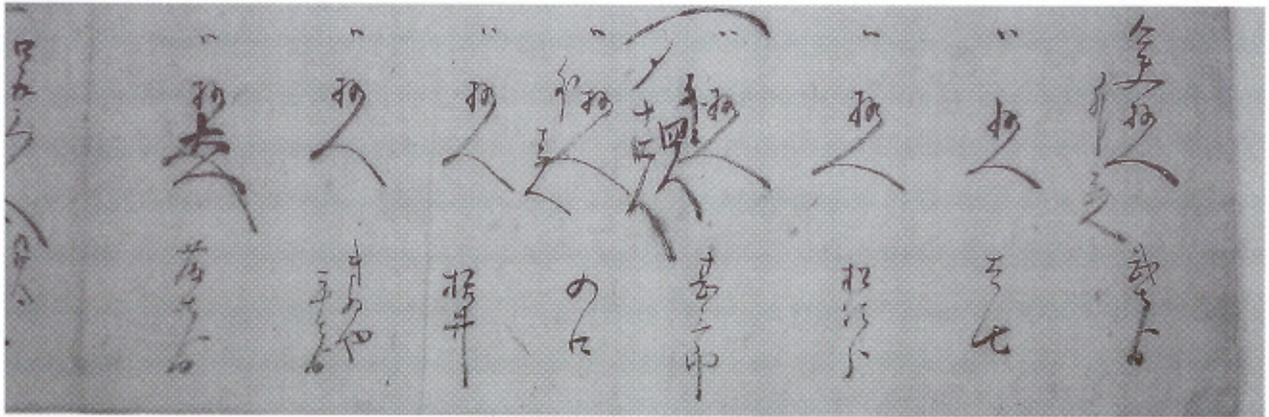
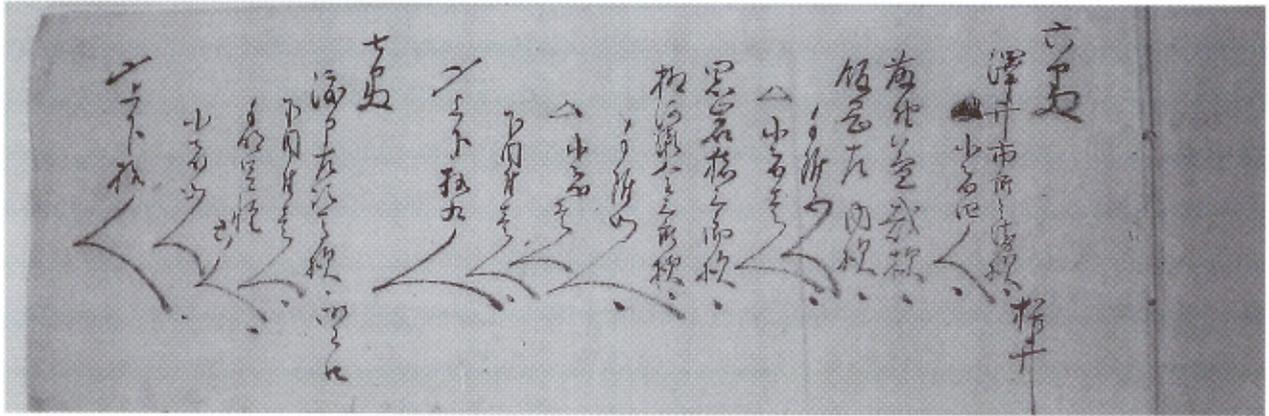
山梨健蔵様、

茗荷や



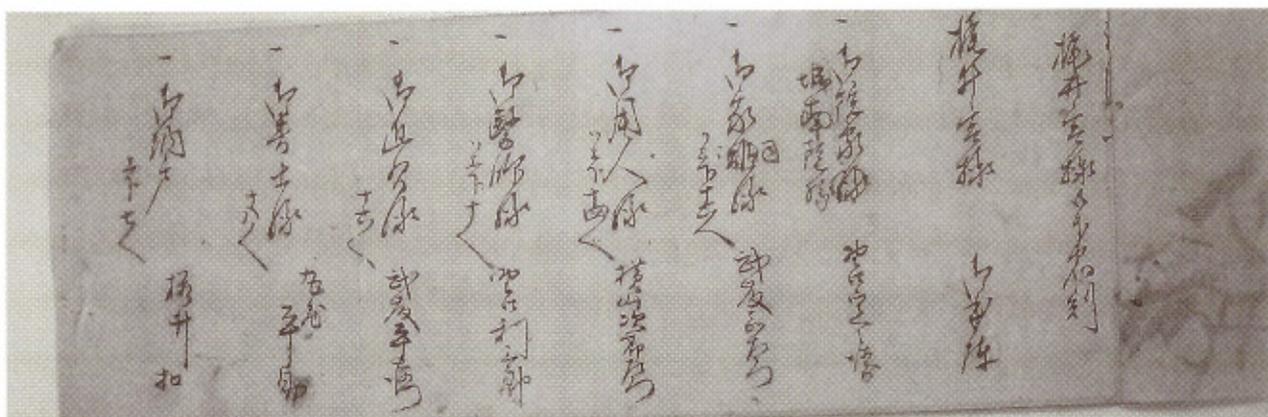
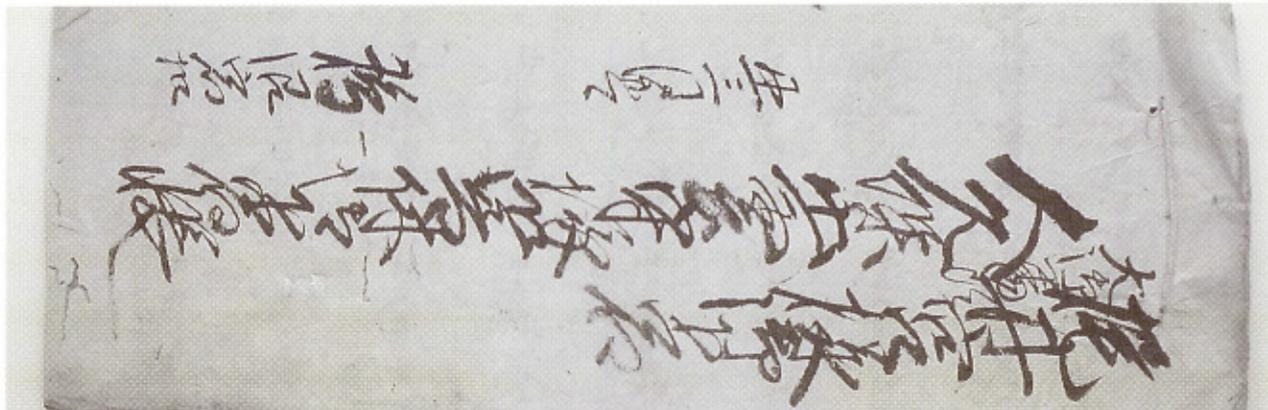
- 武田亮三様、
- 前原免毛様、
- 足輕拾貳人、
- 小者老人
- △上下拾六人
- 三番
- 市岡忠太郎様、
- 吉村太三郎様、
- 足輕拾貳人、
- △小者老人
- △上下拾五人
- 四番
- 長谷川藤治等拾人
- △小者四人
- △上下拾四人
- 五番
- 梅村儀一郎等拾三人
- 二ノ勝右衛門様
- 手附貳人、
- △小者五人
- △上下貳拾人
- 六番
- 澤井市郎兵衛様、
- ▲小者四人、
- 藤野益哉様、
- 飯岡左内様、





手附五人、
 △小者七人
 岡岩猪三郎様・
 極河瀬金三郎様・
 手附式人
 △小者七人
 下目付七人、
 △上下拾九人
 七番
 渡部左次馬様、
 下目付七人、
 手明足輕六人、
 小者式人
 △上下拾人
 同夫拾人
 外七人
 同拾人
 同拾人
 同拾人
 同拾人
 外七人
 同拾人
 外二四人
 △十四人
 同拾人
 同拾人
 同拾人
 同拾人
 同拾六人

野口
 武右衛門
 太七
 松次郎
 甚三郎
 の口
 桜井
 きぬや 平右衛門
 藤右衛門



同 三人、

内式人、平介

馬老正

○梶井宮様御下宿 大御番頭大久保出雲守様御昼休御下宿帳
(一六)

「左様 梶井宮様御下宿

大御番頭

大久保出雲守様御昼休御下宿帳

丑三月廿一日

「右様 鶴沼宿扣」

三月廿一日

梶井宮様御下宿割

梶井宮様

御本陣

一 御院家様

野口定兵衛

城南院様

一 御家司様

武藤嘉右衛門

御上下十六人

一 御用人様

横山次郎左衛門

御上下十四人

一 御医師様

野口利三郎

御上下十人

一御近習様

武藤平右衛門

大御番頭

坂井半右衛門

十六人

一御番士様

丸屋

御家来貳百拾三人

十八人

一御納戸

平助

御目付

同断御下宿 松兵衛、平三郎、義助、
仁左衛門、九兵衛

上下七人

桜井扣

御目付

一山内匠様

重助

一御供目付

御□□様八人

嘉左衛門扣

御徒目付

同断下宿 御家来廿九人

丸井屋

道中人□□私

あめのみや

一上田作之丞様

御上下三人

伝七

一 道中御目付様

貞助

御小人目付

御上下三人

丸井屋

一 水野内蔵様

しまや

一菊地壮十郎様

御上下三人

同人

一 御加□岡本右衛門様八人

儀兵衛

大久保出雲守様御組頭

御上下式人

同人

一 御輿物衆様

太郎右衛門

伴野庄十郎様

小笠原久左衛門様

いつみや

一 才領方

儀兵衛

筒井藤左衛門様

御家来廿四人

永助

一 御□手廻り

太七

御上下

御上下

山田旧吾

一 御押之衆

山城屋 周助

御御番頭

御上下

山田旧吾

一 御打物持衆

市郎右衛門後家

神尾往左衛門様

御上下

山田旧吾

一 荷物宿式人

清一

西山六郎兵衛様

御上下

山田旧吾

一 小頭預之衆

用意

中

中

中

一 弥助

中

中

中

中

一 用意

中

中

中

中

一 中

中

中

中

中

一 中

中

中

中

中

一 中

中

中

中

中

勝屋治郎兵衛様

瀬名潤之助様

真野莊十郎様

御家来拾壹人

御上下十六人

同断

高坂伊三良様

広戸幸之助様

間宮尖膳様

浅井信之進様

森川源三良様

御家来拾六人

御上下

同

伴田雅治郎様

加治縫殿助様

横地帯刀様

日向惣八良様

入戸野伝次郎様

御上下拾五人

同

木村左京様

朝紫弥兵衛様

次田右近様

三橋九十良様

横山鉄三良様

御上下十人

慶次郎

横山周平

山田平次郎

永助扣

Handwritten list of names in cursive script, including: 勝屋治郎兵衛、瀬名潤之助、真野莊十郎、高坂伊三、広戸幸之助、間宮尖膳、浅井信之進、森川源三、伴田雅治、加治縫殿助、横地帯刀、日向惣八、入戸野伝次、木村左京、朝紫弥兵衛、次田右近、三橋九十、横山鉄三.

Handwritten list of names in cursive script, including: 山田平次郎、横山周平、永助扣、里見左近、加治縫殿助、日向惣八、入戸野伝次、木村左京、朝紫弥兵衛、次田右近、三橋九十、横山鉄三.

御上下拾壺八

六人

同

里見左近様

荒尾篤十良様

松永金蔵様

三浦銀太良様

幸田菊治良様

御上下拾貳人

七

同

水野源右衛門様

吉川力蔵様

筒井七良右衛門様

児嶋助左衛門様

市岡彈正様

御上下拾肆人

八

稻留喜一良様

飯高七之丞様

榎本保之輔様

武田甚九郎様

神田鎮之助様

御上下拾八人

甚三郎

弥兵衛

弥六

石卷猪十郎様

天野数馬様

平井治郎様

寛 善三郎様

難波田小太郎様

御上下拾十人

六

同人御預御与力

山本正助様

下

下

山本岩治良様

栗林義治良様

佐藤六万助様

御上下拾五人

六

同断 之助

高木惣兵衛様

佐原鐘治良様

西 安太郎様

岡 留之助様

御上下拾六人

同御同心

上原権次郎様

根本鍬五郎様

木村喜右衛門様

喜左衛門

立花屋

常助

坂井伝吉

松富屋

武右衛門

桜井巾蔵様

福島菊太郎様

寺島治郎様

内田安治郎様

〆七人

同断

富永七郎左衛門様

小川祐太郎様

関川隆之丞様

小林健治様

岡川好太郎様

川添誠之丞様

御普請役

浅野磯三郎様

野村民之助様

上下四人

藤右衛門

西町

菊蔵

○御上洛御供立 御浪士人別旅ご割渡シ帳(一七)

〔表紙〕

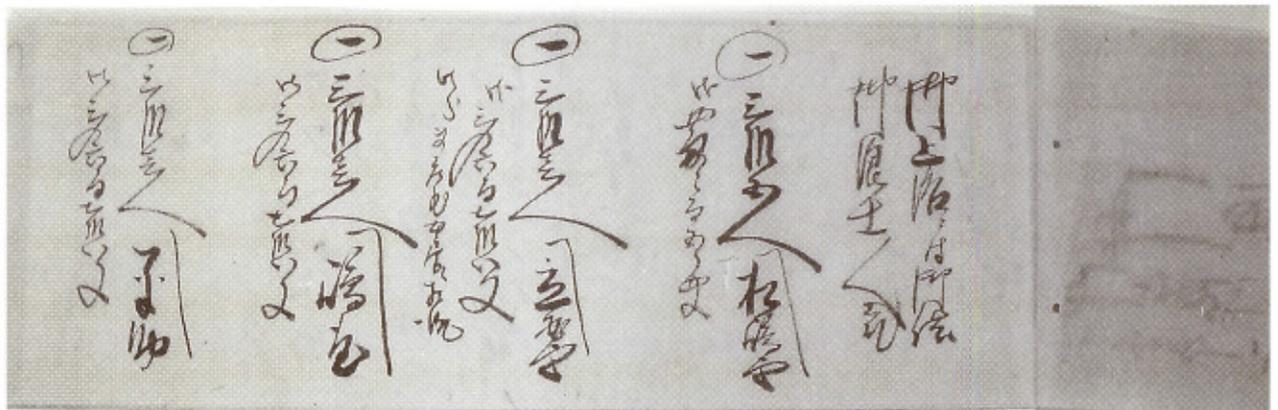
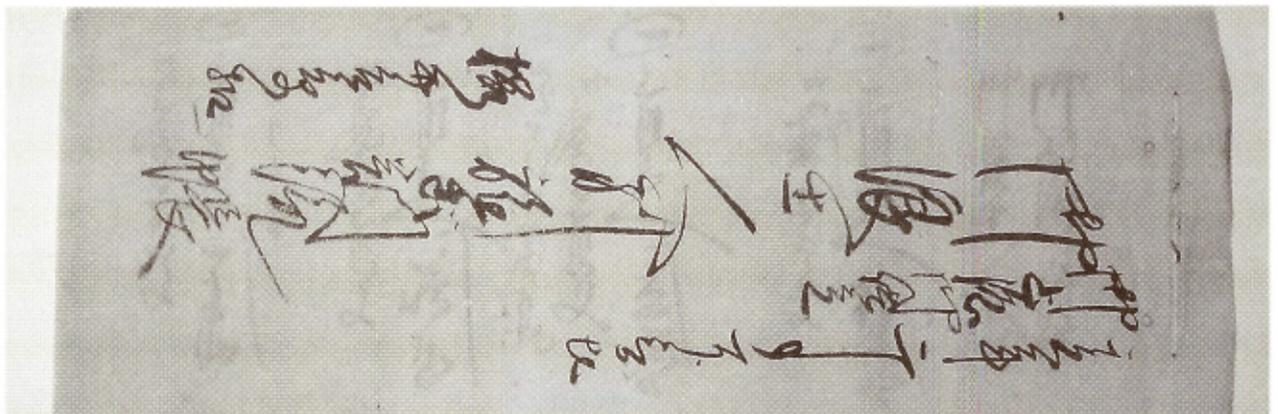
亥年二月廿三日頃

御上洛御供立

御浪士人別旅ご割渡シ帳

桜井吉兵衛扣

御上洛ニ付御供御浪士人衆



一三拾五人

代四兩二百五分四文

一三拾老人

代三貫六百七拾八文

此分□彦藏女房へ相渡

一三拾老人

代三貫六百七拾八文

一三拾老人

代三貫六百七拾八文

○三拾五人

代四貫百五分四文

○拾五人

老貫七百七分八文

□馬差

下女江相渡し

○三拾老人

三貫六百七分八文

□善七江相渡し

一式拾八人

三貫三百一分四文

人別

ノ式百三拾七人

当りより拾式人増し

此分但三人ニ付百拾八文ツ、
ノ廿八貫百四拾式文

〔松嶋や〕

〔立花や〕

〔嶋屋〕

〔平助〕

〔作二郎〕

〔絹屋〕

〔久吾〕

本弥

右之内江

此分丈

新屋

定蔵より

市蔵

一御浪士組

式百式拾五人

老人ニ付百廿四文ツ、

此□式拾八貫百廿四文

此□四兩ト

式貫五百廿四文

右ニ付

人別定蔵より市蔵□□相増し申候ニ付、如此減シ申候、尤老人ニ付百拾八文ツ、割渡申候、以上

差引テ

拾八文切

此分

三文石□出し

受取候事

岩村様御家中旅籠割渡帳
 一上上下下拾五人
 一上下拾四人

旅籠割
 一上下拾五人
 一上下拾四人
 一上下拾三人
 一上下拾二人
 一上下拾一人
 一上下拾五人
 一上下拾四人
 一上下拾三人
 一上下拾二人
 一上下拾一人

○岩村様御家中旅籠割渡帳（一八）

〔表紙〕
 寅七月廿二日

岩村様御家中旅籠割渡帳

御本陣

桜井吉兵衛

旅籠割

一上下拾四人

八百七拾式文ツ、ニ而

ノ拾式貫式百四拾八文

外ニ式貫百文 弁当代 十四人分

百四拾八文ツ、ニ而

二口ノ拾四貫三百四拾八文

立花屋

恒助

一上下拾六人

八百七拾式文ツ、ニ而

ノ拾四貫文

外ニ式貫四百文 弁当代 十六人分

百四拾八文ツ、

二口ノ拾六貫四百文

茗荷屋

菊右衛門

一上下拾五人

ノ拾三貫百廿四文

しま屋

定右衛門

外ニ貳貫百文 弁当代 十四人分
百四拾八文ツ、ニ而

二口ノ拾五貫貳百廿四〔一貫也〕

一上下拾四人

八百七拾貳文ツ、ニ而

ノ拾貳貫貳百四拾八文

外ニ壹貫五百文 弁当代 拾人分

百四拾八文ツ、ニ而

二口ノ拾三貫七百四拾八文

坂井

半之右衛門

武藤嘉左衛門

一上下式拾人

八百七拾貳文ツ、ニ而

ノ拾七貫五百文

外ニ貳貫貳百四拾八文 弁当代 十五人分

百四拾八文ツ、ニ而

二口ノ拾九貫七百四拾八文

野口定兵衛

一上下拾人

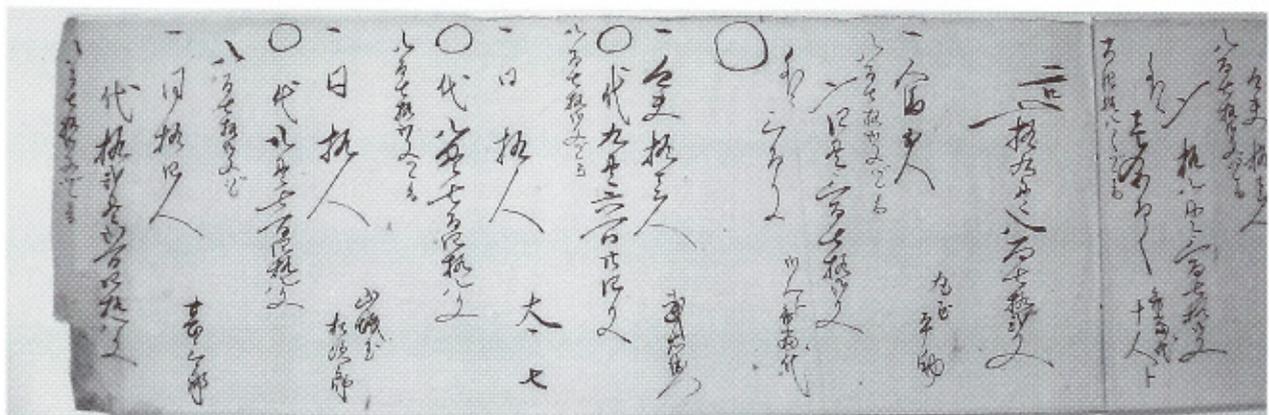
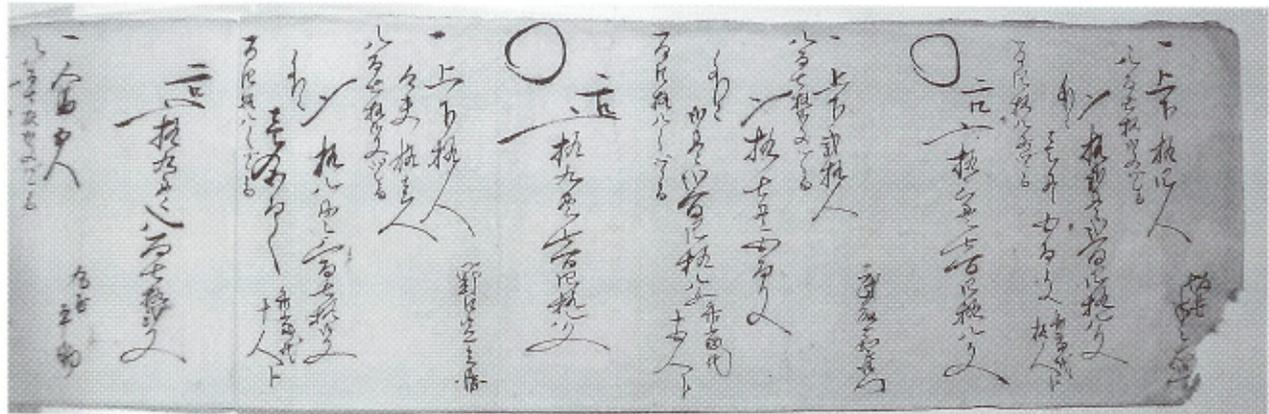
人夫拾壹人

八百七拾貳文ツ、ニ而

ノ拾八貫三百七拾貳文

外ニ壹貫百文 弁当代 十人分

二口ノ拾九貫八百七拾貳文



一人馬五人

丸屋

平助

八百七拾貳文ツ、ニ而

ノ四貫三百七拾貳文

外ニ三百文 貳人分 弁当代

○

一人夫拾老人

武右衛門

○代九貫六百廿四文

八百七拾貳文ツ、ニ而

一同 拾人

太七

○代八貫七百四拾八文

八百七拾貳文ツ、ニ而

一同 拾人

山城屋

松次郎

○代八貫七百四拾八文

一同拾四人

甚三郎

代拾貳貫貳百四拾八文

八百七拾貳文ツ、ニ而

一人夫拾人

絹屋

平右衛門

○代八貫七百四拾八文

八百七拾貳文ツ、ニ而

一同 拾六人

藤右衛門

代拾四貫文

八百七拾貳文ツ、ニ而

一上下拾九人

桜井分

ノ拾六貫六百廿四文

八百七拾貳文ツ、ニ而

一人夫五人

同断

代四貫三百七拾貳文

同断

ノ貳拾三貫文

外ニ貳貫七百四拾八文 弁当代 拾九人分

二口ノ貳拾三貫七百四拾八文

○ 外ニ 百文 弁当代貳人 百文分
貳百文 つり銭 不渡

大ノ百九拾貫○貳百文

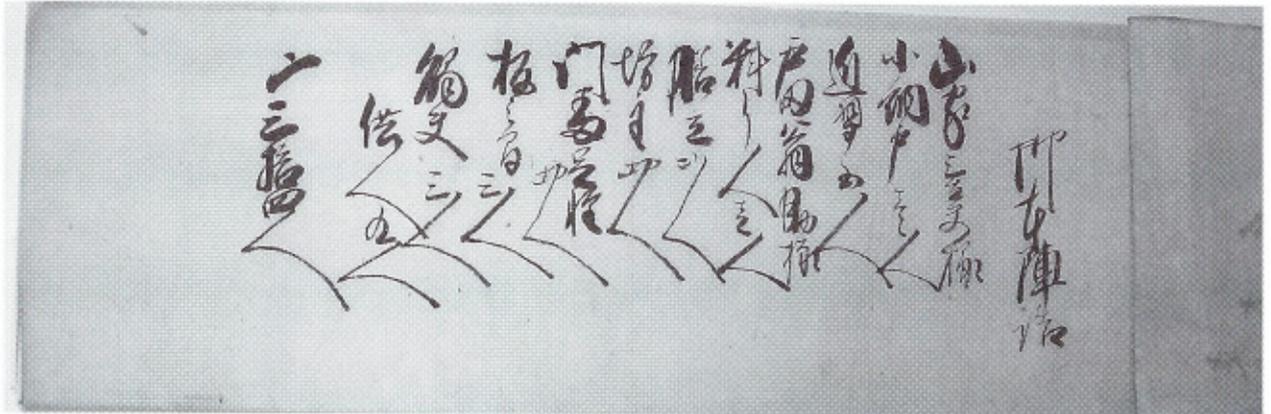
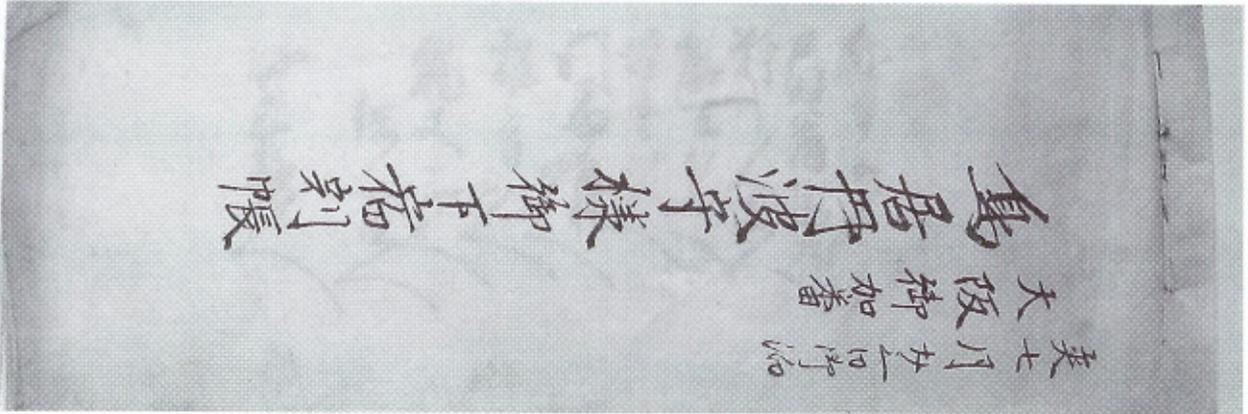
○大坂御加番 鳥居丹波守様御下宿割帳 (三〇)

〔^(表紙) 来七月廿三日御泊

大坂御加番

鳥居丹波守様御下宿割帳

御本陣詰



山家三太夫様

小納戸老

近習五人

戸田翁助様

料り人老

膳立式人

坊主四人

門番足輕四人

板之間三人

触夫三人

供人九人

三拾四人

酒井半之右衛門

一老

高須大助様

上下式拾三人

内、拾人日雇

外二、拜書老

川嶋藤治様

上下式人

川内屋

一式

井狩平格様

上下拾人

外二、内五人日雇
拜書式人
星川栄之丞様
上下式人

重助

一三番

羽左田斎宮様

上下拾人

内、五人日雇

外二、拜書式人

鳩山季三郎様

上下式人

山城屋

一四番

高須嘉司馬様

御上下五人

外二

丸山得右衛門様

儀兵衛

一五番

小笠原源六郎様

上下三人

外二

森川孫八様
坂原吉蔵様
触夫壱人
ノ六人

絹屋

一六番

若林七郎様

山田錦太郎様

守田左一郎様

上下六人

外二

篠原源助様

小杉嘉九治様

海藤伊吉様

部屋頭壱人

ノ拾人

梅屋

一七番

小森善兵衛様

永脇仲太夫様

荒木丞様

松本尚之丞様

福嶋小源太様

金子清様

小嶋庄三郎様
上下拾四人

一八番

一宮久左衛門様

柳橋徳藏様

浅井甚平様

大山平二郎様

福嶋鎗之進様

伊藤□伍様

小南栄吉様

上下拾四人

坂井伝吉
いっみや栄助

一九番

五十嵐順智様

斎藤玄悦様

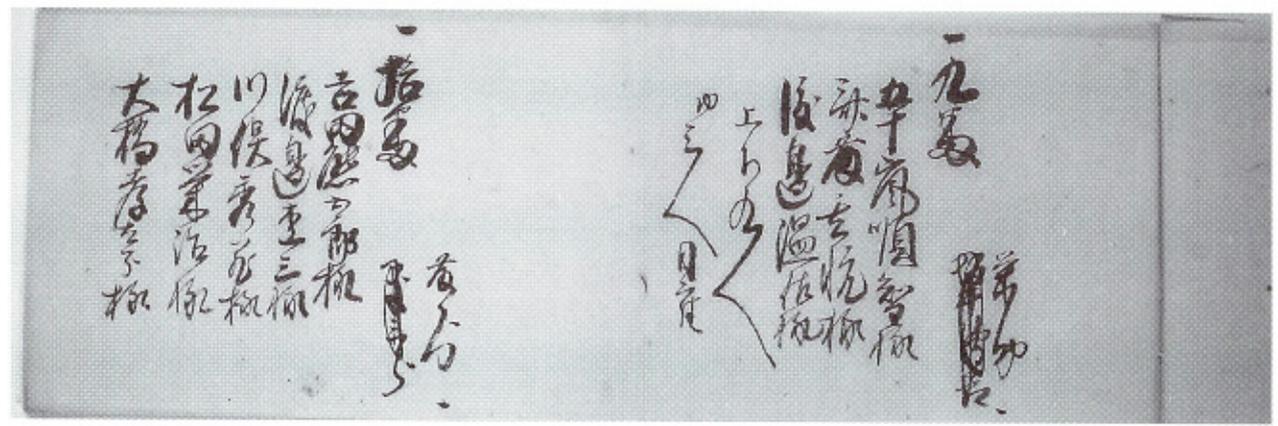
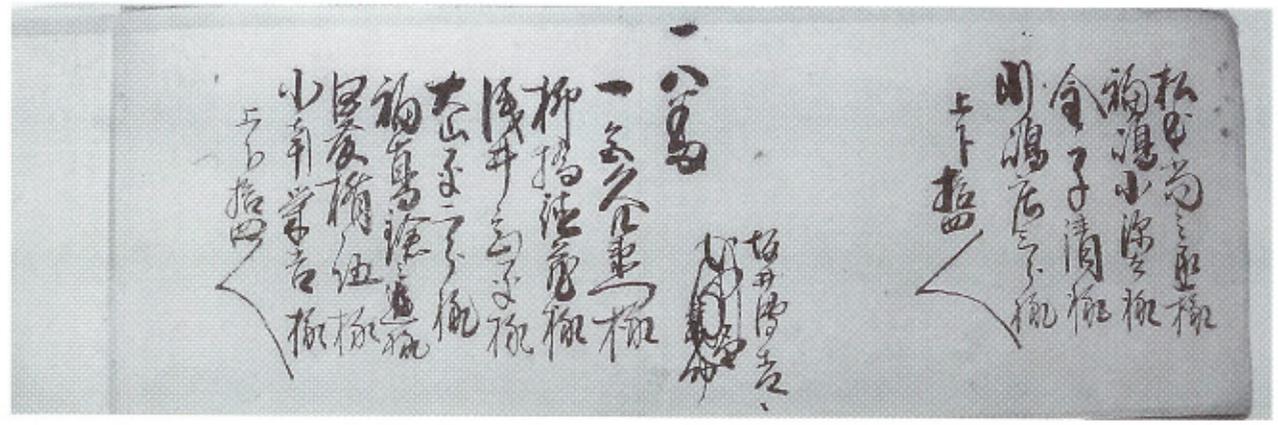
渡邊温佐様

上下九人

内、三人日雇

栄助
坂井伝吉

藤右衛門
平三郎



一拾番

吉田熊五郎様

渡辺李三様

川俣秀藏様

松田栄治様

大橋孝太郎様

真板誠四郎様

森川貫之助様

物持中間彦人

八人

松嶋屋

一拾壹

松嶋儀八郎様

大山森之丞様

浅井房二郎様

堀越喜一郎様

岸 兼治様

八木弁二郎様

物持中間彦人

七人

かし屋伊平

桜井

一拾貳番

三宅十八様

小邊銀橋様

上下四人

野口

一拾三

西沢雪治様

手筒式挟

弓式挟

弩瓢壺穂

長刀壺振

持人式拾人

式拾壹人

立花屋

一拾四番

渡邊金治様

捍五人

先払四人

才領五人

拾五人

松屋

山田屋久壽

一拾五番

福田猪右衛門様

陸尺拾四人

人数惣御馬共ノ込

ノ式百三拾貳人

三

外ニ

日雇方宿

格軒

一二はん

喜代二

松藏

一三はん

太良右衛門

お岩

一六はん

武助

新三郎

甚藏

一四はん

金平

仁左衛門

勝藏

一壹はん

九兵衛

一長場

松兵衛

半兵衛

一五はん

栄藏

□三郎

ノ

人数惣

ノ式百式拾三人

外ニ

御馬五疋

ノ上下共壹人ニ付

三百四十八文ツ、

七拾式文ツ、

四人松屋ニ而

ま□

ノ式百三拾三人ト成

〔（奥表紙）御陸夫様休 〕

○三日月、土井、鯖江、森、四藩札宿帳場旅籠割渡帳（二二）

〔（奥表紙） 七月より八月朔日迄上り通行

三日月

土井

鯖江

四藩

札宿

帳場 旅籠割渡し帳

〔（奥表紙） 森

桜井

七月廿四日

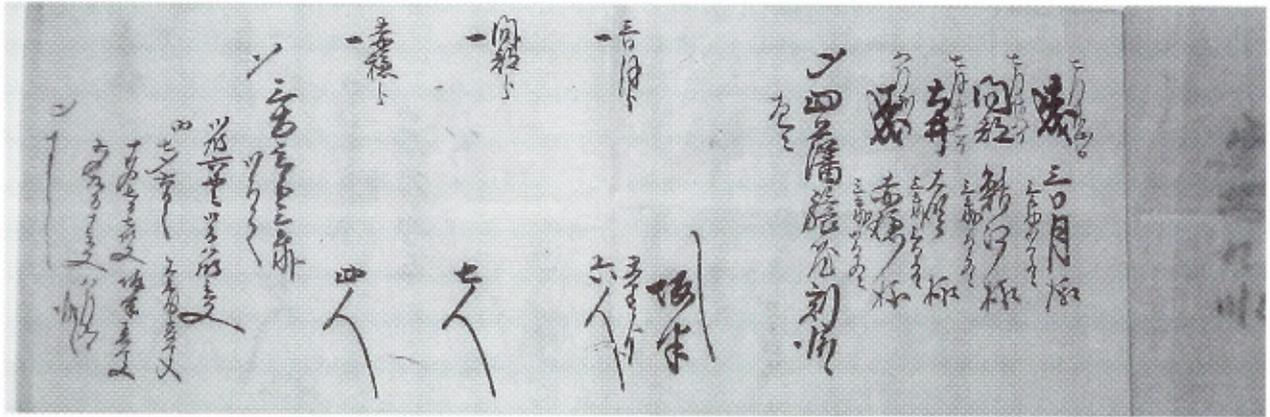
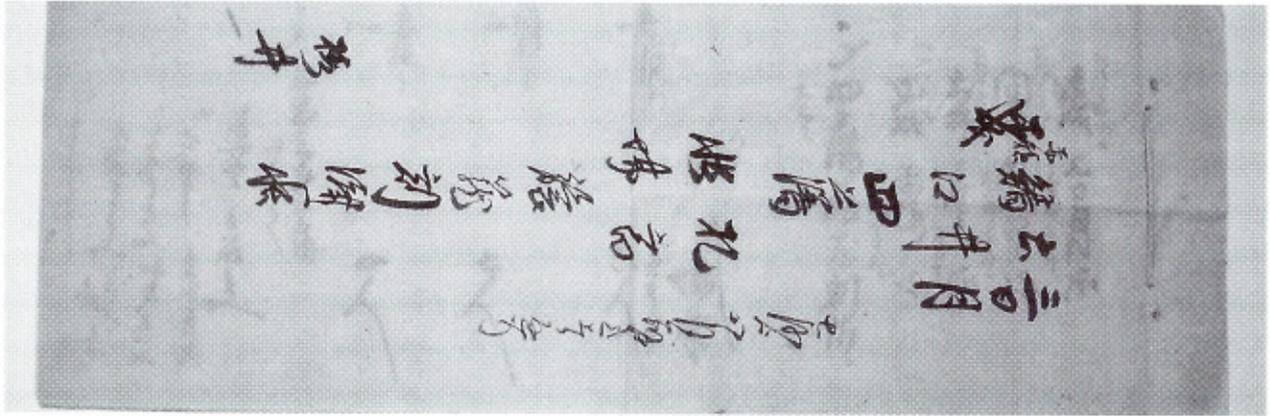
森 三日月様

三朱ト式百文也

七月廿八日

間部（奥表紙） 鯖江様

三朱ト百文也



七月廿七日

土井 大野様

三朱卜三百文也

八月朔日

森 赤穂様

三朱卜三百文也

四藩旅籠割渡候、左二

三日月分

間部分

一

赤穂分

一

三両壹分三朱卜

式百文

式拾六貫貳百八拾壹文

内、七貫六百元

十貫七百七拾文

五貫九百十壹文

茶屋五百文

坂半五百文

八月九日渡し

坂半

夫金右衛門

六人

七人

四人

野口

夫茂兵衛

一 三日月

一 式両三分式朱卜

三百文

式拾貳貫〇八拾文

八月九日渡し

一 土井

一 間部

一 壹両貳分式朱卜三百五拾文
十式貫五百十八文

一 赤穂

一 間部

六人

八人

八月五日

丸半

壹疋

貳人

夫茂七郎

壹疋

貳人

八月八日

河内屋

夫嘉左衛門渡し

三人

五人

